

はないかということをごままして、農地の問題について御質問したいと思ひます。

そして最後に、今回、都市計画法におきまして、自治体、特に都道府県が非常に大きな権限を持つわけでございますけれども、一つございましては、やはり地方自治の方向、どんなに権限を地方に移譲するということ、地方自治体がいかにしたその町の土地開発の計画を作れるような方向性を見付けなきゃいけないかと思つておりまして、その地方自治のまちづくりをどう考えるかというこの三点について、御質問したいと思ひます。

まず一点目に、この都市計画法の改正、非常に実は遅れていたのではないかと、平成年十度、平成年十年度に全国において大型の商業施設の規制を行うような枠組みをつくつています。特別用途地区、特定用途制限地域などをつくつていくわけでございますけれども、特別用途地区においては、この八年間で十地区、そして特定用途制限地域については十二地区しか指定されていないという状況です。そしてまた、準都市計画区域の指定も三区域になつていくという状況でございます。実は、大事なことは何かと申しますと、今回の法改正がなくても自治体は規制はできる、枠組みは整つていたわけでございます。

ところが、その枠組みがこの六年間機能していないと、ほとんど機能しないまま来て今の規制になつていくという状況でございますが、この原因は何か。この六年間、特別用途地区は十地区、特定用途制限地域は十二地区、そして準都市計画区域は三地区しか指定されなかった原因は何かということ、その対策が今まで取られていたかどうかについてお答えいただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

○政府参考人(柴田高博君) 都市計画法の関係の御質問、規制の関係についての御指摘いただいてございますが、平成年十年に特別用途地区制度を多様化したしまして大規模集客施設等についても制

限、規制が掛けられるということにいたしてございます。平成年十二年には、準都市計画区域の制度と特定用途制限地域の創設を行つております。これらによりまして、市町村が必要と判断した場合には、大規模集客施設を含む施設の立地を地域の実情に即して規制することが可能な制度といたしました。しかしながら、御指摘のように、大規模集客施設の立地規制を行う特別用途地区の指定は十件、特定用途制限地域の指定は十二件、それから準都市計画区域につきましては三件にすぎませんでした。

このように、大規模集客施設の立地規制を伴う特別用途地区や特定用途制限地域の指定が進まなかったのは、現行の都市計画法におきましては、広い地域で大規模集客施設の立地が原則的には可能であるとなつてございます。そういう中で、これらの制度を活用して一つの市町村がその立地を制限したといたしまして、隣接する市町村に立地が可能ということがあるわけでございます。広域的な観点から適正立地を確保するということがなかなか困難であつたということが原因であるという具合に考えてございます。

今回の改正では、こうした問題に対応するため土地利用の原則を転換、百八十度転換いたすことといたしております。いったん大規模集客施設の立地を制限した上で、その立地について都市計画の手段を通じて地域が判断することといたしております。

また、準都市計画区域の指定が進まなかったのは、現行では市町村が相当数の建築物の建築等が行われる蓋然性の高い地域をスポット的に指定する制度であつたこと、また農振法の農用地区域や優良農地等につきましては準都市計画区域を指定しない運用がなされてきたことなどが原因であると考えてございます。

今回の改正では、こうした問題に対応するため、農地を含め土地利用の秩序及び環境の保全に必要な区域を広く指定できるように、指定要件を見直すとともに、指定権者を広域的な観点から指

定できる都道府県に改めることにいたしてございます。これらの改正によりまして、大規模集客施設等の立地が適切に行われるのではないかと御具合に考えております。

○藤末健三君 今回の法改正の内容は分かつていますが、ちよつと答えていただきたいんです。なせ平成年十年度に改正した法律が八年間機能していないのをほつたかしたのか、平成年十二年度に改正した法律を六年間機能していないのをほつたかしたのかということをお答えください。

○政府参考人(柴田高博君) 都市計画の法律は都市計画の枠組みを、市町村、県、あるいは都道府県、市町村がお決めになります。都市計画制度の枠組みを決めるものでございまして、制度としてはいろんな制度を用意しやうたつたわけでございますが、平成年十年度以降も八年たつたわけでございますが、また十二年以降も五年、六年たつたわけでございますが、結果としてそういう状況であつたということ、今の時点で、この数年前からこれらについての問題点を対応しようというところで、国土交通省といたしまして都市計画、そのアドバイザー会議の意見をいただくと、有識者の意見をいただく、あるいは社会資本整備審議会にかけまして御審議をいただいたというような手続を踏まえた上で今回御提案をさせていただいてるわけでございます。今般と出したわけではなくて、問題点は我々も感じておりました。その間いろいろと検討してきたということでございます。

○藤末健三君 八年です、言つておきますけれども、いつ気付かれたんですか。もう質問しませんが、皆さん、ここに三万平米以上の大型出店のリストがあるんですよ。これを見ますと、皆様がおられます都道府県も二つは建つています。もうほとんど大型ショッピングセンターの出店は終わつていくんですよ、正直申し上げて。終わつて、今、法改正しますと、八年たちましたと、ちゃんと審議をしましたと言へるんですか。いか

がですか。(発言する者あり) いや、後の祭りです。これは、極端なことを申し上げます。これだけのリストの大型出店が終わつていくのに、今法律を作つて規制ができますということが果たしてどれだけの意味があるか、答えていただけませんか。

○政府参考人(柴田高博君) もう時期が遅いんじゃないかという御指摘でございますし、そういうことを御指摘される方もおられることは事実でございます。御指摘されるのはですね。御指摘される方がおられるのは事実でございます。事態を申し上げますと、もう既に終わった、遅きに失しているんじゃないかと、もう今後何もないんじゃないかという御指摘もありませんけれども、大規模小売店舗立地法に基づきまして今年の一月末までに届出があつた大規模店舗のうち、平成年十八年四月以降に届出を予定し、かつ店舗面積が六千平米以上、おおむね延べ床面積一万平米以上に相当する大規模店舗の数は全国で九十一店舗もございまして、現在でも引き続き多数の出店が予定されております。

そういう意味で、まだまだそういう状況が続いているわけでございます。じゃ、もう遅いから今やらないのかという、決してそうじゃなくて、遅いか早いのかという判断は分かれるところにあると思ひますけれども、政府としては現段階でこれらにつきまして規制を掛けていきたいという具合に考えておるわけでございます。

○藤末健三君 この法律を改正する意義は認めております。断言します。しかし、もう何十店舗ですか、もう七十店舗、八十店舗できているわけですよ、この法改正した後に。それも三万平米以上ですよ、私が調べたのは。よろしいですか、いづごろできたか申し上げましょうか。本当にあつて、三年早く対応されていたら、ここ数年、一二年、三年でできたやつが三十件ぐらいありますよ、きつと、二十件か、三万平米以上のやつが。その状況をどう見るかということをお答えいただければいいかと。願ひします。明確に答えてください。

○政府参考人(柴田高博君) そういふような状況、大規模集客施設が非常に大きく出ていった。これはいろんなものが郊外に出ていく、それから自動車に過度に頼ったような交通体系でもって市街地が拡散していったと、中心市街地が非常に衰退していったという様な現状が出てきたわけだ。ございまして、これはこのままの形で置いていくというわけにはいかないと。特に将来、少子超高齢化社会が進んでいく中で、やはりどういふまちづくりが望ましいかという観点からも規制をしていく必要があるというのを考えておるわけだ。ございまして、現段階にそういうことについての対策ができるような法律の改正についてお願いをいたしてるところでございまして。

○藤末健三君 二つ質問を申し上げます。イエスカノーかで答えてください。

一つは、この法改正のタイミングは今が最適だと思われませんか、遅かったと思われませんか。まず一つ。

そして、もし遅いと考えるならば、今後どのようにに審議会のやり方などを変えなきゃいけないか。審議会にかけて議論しましたと、三年遅れましたと。分かりましたよ、実際は。じゃ、どう変えるかということについてお答えください。こういう過ちを繰り返さないでください。

○政府参考人(柴田高博君) まちづくりの問題等につきましては、中長期的な観点からやはり見ていく必要があるわけだ。ございまして、現在の段階でこれが遅かったのかどうかということについては、現時点では確かに遅いように見えるかもしれない。しかしながら、これが十年、二十年たつたときに、ああ、あのときに思い切ったやつて良かったねと、あの法律、新しい制度改革によりまして現在非常にいい町並みになってきたねというところが出てくるんじゃないかという具合に考えておまして、我々はそういうことを期待いたしております。

○藤末健三君 もう本当にちょっとあきれ返りましたですよ。よろしいですか。これから皆様が、

国土交通省、この国の発展、健全な発展、均衡ある発展を担う国土交通省が三年、四年遅れて施策を打てばいいという時代じゃないですよ、もう。これだけ世の中がどんどんどんどん変わっているんですよ。人口は減る、国際競争はどんどんどん激しくなる中で、どうこの国土をつくっていくかということ、今までみたいなスローペースで議論していたら困ると思うんですけど、その点いかがですか。何か変えていってほしい、問題意識を持ってください。お願いします。お答えください。

○国務大臣(北側一雄君) 委員もかつて経産省にいらつしたから、通産省にいらつしたからよくお分かりで御質問されているんだと思うんですが、これ、まず今回の改正については、私が一昨年の九月に大臣を就任したその日にこのまちづくり三法については是非見直しの方向で検討したいというふうに申し上げて、その後、その以前から含めまして、政府部内、これは国土交通省だけでこのまちづくり三法できないわけですよ。政府部内でも検討を進め、また実際全国の調査もさしていただき、そういうのを積み重ねて今回提案をさせていただいているというふうに思います。

ちよつと背景的な要因、少し申し上げますと、非常に経済が、景気が厳しい状況が続いておりました。そういう中で、例えば今回のような法律を提案するという環境条件というのはなかなか整わないでしようね。どうでしょうかね。やはり今回の法律は端的に言って規制強化です、まちづくりについての。景気が悪いときはむしろ、そうした雇用の問題であれ、その地域経済の、当面の地域経済の発展とか考えたときに、むしろ元の例えば自治体なんかでもそういう大規模店舗が、立地は別としてですよ、できて、雇用の受皿になっていただく。実際なっていたら、地域の振興にも役立つんじゃないかという判断も相当働いているというふうに思いますね。そういう中

で、こうした法律、規制強化の法律を、あのような景気が非常に低迷していて、金融機関なんかも破綻するような状況が続いている中でこうした規制強化の法律を出すというのは、なかなか環境的には私は容易ではなかったという事情もこれは是非御考慮いただきたいというふうに思うわけだ。ございまして。

遅きに失したという御批判は、単に都市計画とまちづくりという観点だけで見た場合にはもつと早くやればよかったんじゃないかというその御批判は私は甘受しなければならぬと思います。が、だが、なかなか環境条件は整ってなかったというふうに思っております。

そういう意味では、こういう都市計画の見直し等ができるようなようやく環境になってきたと。決して私は遅い、遅いというか、これからもう全くこの法律が機能しないとは思っていません。一方で中心市街地の活性化を進めていき、また都市機能の集積をできるだけ中心部に集積をさせていこうというふうな動きがしつかり加速がされるならば、例えば大規模店舗を運営する事業者の側に立って、これからはむしろ中心部近くに造った方が採算が上がるのではないかと。いうふうな観点も出てくるわけだ。ございまして、まあこれは地域地域で様々だと思いますけども、そういう意味で今回この法律ができた意義というのは決して小さいものではないと私は考えております。

○藤末健三君 大臣、ありがとうございます。是非、大臣のインシアチブで進めていただきたいと思います。

私は二つ申し上げたいと思うんですよ。一つは、恐らくこの法律の議論がやつぱり進まなかった理由に省庁のセクショナリズム、省庁縦割りの影響があるんじゃないかと私は思っています。正直申し上げて。それを解決できるのは、私はやつぱり政治の力じゃないかと。政治で任命された大臣の力、若しくは副大臣、政務官の方々の力じゃないかと思ひます。で、これから頑張って進めていただきたいと思います。

そしてもう一つ、私は、これは国交省の方に申し上げたいんですけど、ひどくなつてからやるというんじや役所の存在意義ないですよ。役人は、私も役人やつていましたけど、将来こういうふうな悪くなるというのをきちんと示し、それを先んじて防ぐのが役所の使命です、絶対。間違いないですよ。これをやつぱりやっていたらきいたんですよ。これから本当に国土の開発は非常に重要な課題になります、我が国に。人口は減っていく、都市間の格差は広まる、そして国際的な競争。恐らく都市はもう上海とか釜山と競争する時代じゃないですか。その中でどういふ国土があるかということは本当に役所の皆様が責任持つて考えて、国民の皆様、我々に説明する義務があると思いますので、果たしていただきたいと思ひます。

次に、農地の話に移らせていただきたいと思ひますが、今回の私の調査では、大型ショッピングセンター、約半数が農地だったものがそのまま商業地に転売されて、そして大型ショッピングセンターが建っているという状況でございまして。そういう状況につきまして、過去二十年間で、都市計画区域外の農地が転用され商業施設になるといふ事例をもしろしければ示していただきたいと思ひます。件数と面積をお願いしたいと思ひます。

○政府参考人(宮本敏久君) 委員御指摘の件でございまして、残念ながら、過去二十年間にわたって都市計画区域外の農地が転用されて商業施設になった件数等は把握してないところだ。ございまして。

なお、都市計画区域外で、平成十一年から平成十六年の五年間におきまして、商業施設のほか、事務所、飲食店、流通業務施設、ゴルフ場等を含むものであります商業サービス等用地へ転用した面積、まあ従来の私どものデータの把握がこういう分類になっているわけだ。ございまして、この面積は全国累計で千五百十ヘクタール、各年平均で二百五十二ヘクタールとなっているところだ。ござい

是非ともこのような韓国みたいな抜本的な我が国の国土に関する法体系の見直しを検討していただけないかと思うんですが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(北側一雄君) これから、その都市計画区域内の農地だけではなくて、その区域外にあるそうした貴重な農地についてもきちんと保全ができるような仕組みを検討していくということは、非常に私には大事なことで私も考えております。

今回の法改正では、もう委員御承知のとおりでございます。準都市計画制度につきまして、そういう農地についても、優良農地等も含めた区域を準都市計画区域に指定できるように指定要件の見直しをさせていただいておりますので、今後は是非それを活用して、都市計画区域外のそうした農地についても広く土地利用規制を及ぼすような仕組みを取らしていただいているところでございます。

今の委員の御指摘は、私なりにとらえますと、今、国土交通省では国土形成計画、今後の国土の整備のビジョンについてまさしく今議論をしているところでございまして、そういう中であつて、農地というものをいかに保全していくかというのはやはり重要なテーマだというふうに思っております。そういう中で、今日の委員の御意見をしっかりと踏まえて議論を進めさせていただきたいと思っております。

○藤末健三君 是非、昨年改正されました国土形成計画、もっときちんとやっていただきたいと思うんですが、私は昨年の国会で申し上げましたときには、例えば国土利用計画、全国計画で農業地、土地の面積、一応目標値を作つてなされていたんですけど、ほとんどこの過去三次の計画はもう下つていりますよ、目標値を。それも一割とかだったと思います。そういう状況をずっと野放しにしてきたわけでございますんで、是非とも次作られる国土形成計画におかれましては、農地をも含め、そしてその農地を減らさない、もうずっと

減り続けた我が国の農地、それをきちんと計画どおりに維持するようなことを盛り込んでいただきたいと思います。

農水省さんがなされなければ国土交通省さんがやつてくださいますよ、乗り込んで。いや本当に、本気で申し上げています。これは、各省庁の枠なんか言っている時代じゃないですよ、もう。(発言する者あり) いや、もうそれでもいいと思います、私は。

もし、農水省さんが本気で我が国土の利用を考へずに、休耕地はどんどん増え、食料自給率は落ちていく、そして農地がどんどんどんどんほかのものに転用されるようなものを放置するんであれば、国土形成計画において農地の目標を定められますんで、その中で新しい農地の考え方を示してください。これはもうお願いであります。それをしなければ、どんどんどんどん農地は荒れていく、この国の。お願いしたいと思います。

次に、都市計画法に基づく地方自治体との関係について御質問したいと思います。

都市計画法に基づきまして都市計画マスタープランを作ることになってございしますが、この中におきまして、住民の意見を聞くという仕組みは盛り込まれているということでございますが、いろいろ専門家の話をお聞きしていると、地方議会の議決事項などにしていいんじゃないかと、逆にする必要はあるんじゃないかという意見も聞くわけでございますが、その点についてはいかがでございますでしょうか。お願いします。

○政府参考人(柴田高博君) 都市計画のマスタープランの御質問でございますが、都市計画区域のマスタープランについては、これは都道府県が定めることになってございまして、都市計画として定めておりますんで、都市計画の手続、都市計画審議会の議を経て定めてございします。この都市計画審議会の中には、これは法律でもって議員さんたち、議員さんが入つていただくことになってございしますんで、住民の意見ももちろん伺いますが、議員さんの意見というのもそこで反映されている

んではないかと考えてございます。

それからもう一つ、マスタープランとおっしゃつておりますが、市町村の都市計画のマスタープランもございします。市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村都市計画マスタープランは、これは議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即して定めることとされておまして、そこで議会の意思も反映されるものと考えておまして、法律上、議会の議決を義務付けることまで必要ないものという具合に考えてございします。

また、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める際には、あらかじめ公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされておおり、これによりまして住民等の意見を踏まえた適切な判断も確保されるんじゃないかという具合に考えております。

○藤末健三君 マスタープランについての御説明、ありがとうございます。

皆さん、手元にお配りした資料の三ページ、ちょっとごらんになっていただきたいと思います。市町村のまちづくりに関する主要な計画の相互関係というのを書いてございします。今の御説明いただいたのは何かと申しますと、左側の真ん中ぐらいに白い枠がございしますが、都市計画区域マスタープランと、これは都道府県が作るというものです。その下に矢印がございしますが、市町村マスタープランというものが、基本構想、この基本構想は何かと申しますと、地方自治法に基づく基本構想でもって作られると、またその下に地域地区の計画、あと景観法に基づく景観計画、あと都市緑化法に基づく緑の基本計画、そして右側にございしますように、中心市街地活性化基本計画や都市再生整備計画とか、いろんな計画があるという状況でございます。

これを見ただけで、もう本当にこんなに一杯作つてどうすんのという、相互関係は分かんないんですよ、もう既に、これだけの状況を見ますと。これどうすんのかと。役人の、まさしく総務

省が地方自治法に基づく基本構想を作りなさいとおっしゃり、そして国土交通省がいろんな都市計画法に基づくものを作りなさいと、経済産業省が中心市街地の計画を作りなさい、交通バリアフリー基本構想を作りなさいという話になっていて、いろんなものを作んなきゃいけない。そしてまた、これが地方自治体のいろんなパンフレットを見ると統合されていないんですよ。ばらばらに書かれているという状況になっていると。

こういう状況がございしますんで、これは是非ともこれ大臣にお願いしたいのは、このようならばらになつていくプランを統合化するような仕組みを作つていただけないかというお願いでございますが、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(北側一雄君) 確かにおっしゃっている御趣旨はよく私も理解できます。それぞれの役所がそれぞれの、役所の中もまた都市局と住宅局があつたりして、それぞれが基本計画を作れなんてそれぞれやってきて、ところが受けるところはみんな一つでございしますんで、その辺、今委員のおっしゃつたそうした計画をそれぞれ自治体の方にどんどんどんどん作らせるのはいいんだけど、受け手は一つですから、その辺のところはよく考えてやっていかないといいなと思います。

大切なことは、それぞれの計画が相互に整合性を図られていくことが非常に大事だと思いますし、またその辺の計画、いろいろ名称は違う計画でありますけれども、受け手の市町村の方でやはり柔軟に、何といひますか、対応できるように、事務が余り過大にならないようにやっぱりしていくことも非常に大事だというふうに思っているところでございします。

市町村の都市計画マスタープランにつきましては、これは基本構想に即して定めるとなつていりますんで、中心市街地活性化基本計画は、市町村都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなきゃならないとなつておまして、しっかりとそうした相互に整合性が図られるように私どもも

しっかり見ていきたいと思ひますし、また各市町村が計画作りをする際に、過度な事務の負担にならないように、また市町村の中でしっかり連携が取れるように注意深く見てまいりたいと思ひます。

○藤末健三君 大臣に是非お願いしたいと思ひていますのは、一つございましては、各市町村とか自治体で作っているマスタープランの幾つかサンプルを見ますと、どうなっているかというところ、もう千差万別なんです。こんな良くできているのかという、絵なんか入って、写真が入って分かりやすいものを作っているところがあると思ひば、もうこんなべらべら紙で、もう役所から言われたからしょうがないから作りますという感じで、もう文字だけのところもある。そういう状況になっていきます。(発言する者あり) そうなんです。専門的な人もいないと思ひます。

だから、是非ともお願いしたいのは、一つすごくいいひな形があったら、それを普及していただきたいと思ひます。国土交通省がメインになって。こういうふうには書けば、例えばもう住民の方々に理解できる、しやすいとか、そういうものがあります、もう既に。

ですから、本当に、個性はなくなるかもしれないけど、まずいいひな形を各自自治体に示し、こういうものを作ってはどうかという活動をちょっと是非やっていただきたいと思ひます。これは是非やらなきゃいけないと思ひます。これは是非やらなきゃいけないと思ひます。それの上で、きちんと現場が変わってくればそれに合わせてまた法体系を変えていくというのが手続じやないかと思ひます。

また、次の質問にちよつと移らしていただきたいんですけれど、土地利用に関する広域調整というのを今回都道府県が行うことになってございします。ただ、先ほど、冒頭で申し上げましたように、平成十年、そして平成十二年の法改正において市町村が責任持ってやれるような枠組みはできたけれど、ほとんど進まなかったという状況になっています。この状況を考えた場合に、都道府

県が本当にこれをやる、やるという、広域調整をやるかどうかという担保が私は掛かっているのではないかなと思ひます。その点についてはどうお考えかお答えいただけますでしょうか。お願いします。

○政府参考人(柴田高博君) 今回の改正では、広域的に都市構造やインフラに影響を与える大規模集客施設につきましては、広い範囲で立地可能とされています。土地利用の原則を、もう画期的だと思ひますが、逆転して、原則規制を掛けると。立地を判断しようとした場合には、都市計画の手続を通じて地域が判断することになったというわけでございます。

そこで、大規模集客施設の立地には用途地域を変更するか、あるいは地区計画でもって決定するかという都市計画の手続を要することになります。が、この決定は市町村が行うことになりまして、その決定に当たりましては、御指摘のように広域的観点からの調整を図るための都道府県知事との協議、同意が必要となります。

今回の都市計画法の改正によりましては、当該手続を通じて、より効果的に広域調整が図られるようにするために、新たに都道府県知事が協議を行うに当たり、必要があると認めるときは、周辺の関係市町村から意見聴取などの協力を求めることができるといふ具合にいたしておるわけでございます。更に一層調整が図りやすくしているわけでございます。

これらがうまく働くかどうかという観念の御質問でございますが、国土交通省といたしましては、都道府県により適切に広域調整が図られるよう、説明会ももちろんございしますし、いろんな場で指導助言を図っていきたく思ひます。これは、例えば運用のガイドラインも策定してそれを通知するといふようなことも含めて、公共団体に対して、都道府県に対して指導徹底をしていきたいといふ具合に考えております。

○藤末健三君 是非、都道府県に指導といふか、うまく知識、知恵を付けていただければと思ひます。私は、一つ参考になると思ひるのは、佐藤委員が御出身の福島ではもう既に条例で広域調整をやるようなこともなされていまして、さういふ進んだ事例を是非とも各都道府県にお伝えいただければと思ひます。そうしませんが、やはり都道府県、自治体の方は非常に悩んでおられます。さういふ意味で、いろんな意味で、自分で一生懸命なさっているといふことでございします。国が、先ほど申し上げましたように、市町村のまちづくりのマスタープランなどいい例があれば御紹介いただき、そしてまた、その調整についてもきちんできるようにやっていたらと思ひます。

私は、この平成十年、平成十二年でなぜこれ進まなかったかと申しますと、やはりはたらかしたったんじゃないかなと。御説明をお聞きしても、市町村がやらなきゃいけないことをやっていると申すんですよ。これをやらないと。制度をつくった運用するところまできちんとして面倒を見ていたかなければ、やっぱり制度は死んじやうと思ひます。で、法律を作るだけじゃなく、それをきちんとして運用するところまで是非見ていただければというふうに思ひます。

そして、最後の質問になりますが、今、全国でまちづくり条例といふものがどんどん出てきておられます。いろんなレポートも出ておられて、ここに七百の市町村のまちづくり条例のアンケート結果といふのがございしますが、それを見ますと、約三割の市町村がまちづくり条例みたいなものを作っている。これ、済みません、自治体も入っております。市町村、自治体です。

ただ、一方で見ますと、三六%がさういうまちづくり条例を作ることは考えていませんと、完全に否定しているような状況でございしますが、私が思ひますのは、先ほどこのマスタープランの話でも申し上げましたように、やはりその町に住む方々が自分たちが住む町の計画、まちづくりの計画を作っていくといふような枠組みを長い目では

作らなきゃいけないかと思ひておりますが、是非とも都市計画法、今回規制を強化されましたけれど、最終的にはその町に住む方々が自分たちの住む町の計画を作っていくという方向に進めるべきだと思ひます。その点につきましても、大臣からお考えをお聞かせいただけないでしょうか。お願いいたします。

○国務大臣(北側一雄君) そのとおりだと思ひます。今回は原則と例外を転換いたしました。都市計画区域内ではもう九割では大規模集客施設の立地はできなくなるわけですね。そういう意味で、原則と例外を転換いたしました。ただ、その立地が規制された地域では絶対駄目かというところではなくて、それぞれの市町村におきまして地区計画等を使って、若しくは用途地域の変更等を通じて、また手続をきちんとして踏んだ上で立地をすることはまた可能なんです。という形で今回規制強化をいたしました。規制をしたからといって絶対駄目じゃなくて、その地域地域で判断してできるような手続というのは残しているわけですね。

このところが非常に大事なところだと私は思っているんですが、各自自治体に行きましたら、例えば、今までもさうしたってきたじゃないかと、特別用途地区や制限地区でさういう手法があったらうというんですが、各自自治体の方で規制強化をする、原則規制が外れるにもかかわらず自治体に行ったら規制がなされるというのは、これがなかなか多分難しいんだと思ひます。だから、今回は原則と例外を転換いたしました。むしろ大半は規制がなされています。規制がなされているところで規制の緩和をしようとする場合には、自治体の判断で手続を踏んだ上でできますよと、こういうふうな転換をさせていただいているわけでございます。

いづれにしましても、都市計画というのは、基本はやはり市町村が策定していくことでございまして、その市町村がやっぱりやりやすいように選択肢をきちんと提供するとともに、規制強化の

方はむしろ法律の中できちんと定めていくというふうにした方が実効性が上がるのではないかと私どもは考えているところでございます。

○藤末健三君 私国が規制を作り、そして自治体を外すという、完全に今まで自治体は規制を作れます、作りますよと、作ってくださいといつて作れなかったことを転換したことは本当に非常にすばらしいことだと思います。

ただ、ひとつありますのは、やはり制度をつくった後に自治体の方々がどう使うかということはやっぱ見ていただきたいと思うんですよ。前の法律改正されて、十件、十二件ぐらいいしか実績上がらなかったというふうなことになるようにしていただきたいと思いますが、またもう一つありますのは、やはり私は自治体というものがこの国をどう活用するかという一つの主役に僕はなると思います。

ですから、是非国土交通省の皆様におかれましては、本当に自治体などがどういう土地の利用をしようとしているのか、そして住民の方々が何を望まれているのか、そして各自治体の取組の中でいいものがあればそれをやっぱ普及していただきたいんですよ。そこまでは非やっていただけじゃないですか。それがだんだんだんだん進むことによって、地方自治体がきちんとしたまちづくり、そして国土の利用ということを始めると思いますので、どなたかもしこの考えについて御意見いただければと思います。

○国務大臣(北側一雄君) まちづくりについては、今委員のおっしゃったように、いろんなところで取組がなされております。そうした成功例といえますか、そういうものを他の自治体が知っていくということには非常に重要なことだといふふうに思っております。是非その辺、各自治体のそうしたまちづくりの取組について相互に情報共有できるように、何か工夫をしていかないといけないというふうに考えております。

○藤末健三君 最後に二つだけ申し上げて終わらせていただきます。

一つは、やはり土地の、国土の利用ということにつきましては、私はどこかの役所がきちんとした責任を持つてやるべきじゃないかと思ひます、農地も含めて。ここは国土交通省さんじゃないかと私は思っていますんで、そのことを是非考えてください。

そして、もう一つありますのは、これからどんな人口が減り、やっぱ地域のコミュニティ、福祉、医療なども任せなきゃいけないような状況になる中、自治体の在り方はまた変わってくると思うんですよ。恐らく、この町、自分が住む町をどうするかというのを住民の方々が考えていくような時代が絶対来ると思いますので、そういう時代を見据えた上での法制度の整備、そしてその法制度を利用していただくような取組を是非大臣のイニシアチブの下に進めていただきたいと思ひます。

以上をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○前田武志君 民主党の前田武志でございます。

中心市街地の活性化についての議論でございますが、いよいよ最終場面になってまいりました。今の藤末議員のお話なんか聞きながら、そのやり取りを聞きながら、まあかなりのところ煮詰まってきたなという感じがいたします。ここにあります、ずっと議論してまいりました我々議員、それぞれ一人一人がこの議論を聞きながら、自分の地元であったり、選挙区のどこか問題がある市であったり、そういうことを頭に入れながら、具体的にイメージを置いて考え、議論をしてきたと思ひます。

私も思ひ出すと、一九九〇年前後だったと思ひます。私の地元の橿原市、一年前にも申し上げましたが、神武天皇が御即位をされた歴史発祥の地でございますが、ここに実はトイザらスが来たんです。それは、そのころさかのぼること八〇年代半ばぐらいに、例の経済摩擦で随分とアメリカが日本に対して強力な圧力を掛け始め、まあまああの当時は日本の独り勝ちというようなことでござい

ましたから、随分その規制緩和、もちろん始めはプラザ合意から始まって、いろんなものが出てまいりました。実は、今に至るも、毎年の定期協議なんかで押し込まれていくわけでございますが。

その一番先端で、一番最初に地域レベル、国民レベルでばつと変わったのは、この大店舗がどんと出てきたということだったと思ひます。しかも、外国の資本が出てきた。歴史発祥の地にトイザらスが来たんですね。オープニングの日にブッシュ大統領、おやじさんの方ですよ、シニア・ブッシュが、例の宮中晩さん会でブッシュ大統領が倒れたことを皆さん御記憶にあると思いますが、あのときブッシュさんは関西から入ってきたんですね。特別機で入ってきて、何か軍のヘリコプターか何かで橿原市にどんと来られてまして、オープニング、時の通産大臣もちゃんと出ていかれました。私は出席いたしませんでしたけど、要請されましたが、何だ、急にこんなことをやってというわけ、もう地元の商店街、私の後援会の大幹部にそのど真ん中の有力なおもちゃ屋さんがいました、本当に怒り心頭でございましたね。

まあそんなことを思ひ出しながら、ああ、随分と時代も変わって、あれから比べると、どんどんどんな大きな量販店が進出して、バイパスができることに沿線に市域が拡大して、いつ、何だかもう、今や風格あるそれぞれのふるさとの町なんというものはもう空洞化して、拡散して、これはどうしようもないねというところまで来ているというのが、ここにいる委員も、それから政府側も同じ認識ではないのかなと。だからこそ、いよいよ今までの方針と全くこのベクトルを変えて、やはり中心市街地に戻らないうかぬと。そういう、かつてあった、そういうその中心市街地を今度こそ再興して、そしてこれからの高齢化、あるいは人口が減っていく時代の拠点にしていかにやいかぬという方向性を出したということについて私は評価をするんですね。ちなみに、このトイザらスは数年前に撤退をいたしました。

まあ、そんなことも含めまして、まず冒頭、いろんな施策を打ってまいりましたね。先ほど来、藤末議員のお話も聞きながら、ここにちよつと何かまとめた、中心市街地の主な施策が、支援策というのが、まとめたのがあるんですね。配ろうと思つたんですが、もう皆さん方よく御存じですから。もちろん、経産省、国土省、総務省、農水省、厚生労働省、文科省、まあ、あらゆるところが吸引力を商店街に高める施策だということ、この魅力を向上させる施策、これだけでも十幾つかあります。公益機能の導入をたやすくする、あるいは様々な機能、これの受皿つくりのための施策であったり、イベント、ソフトの支援も十分やっております。そういう吸引力を高める。あるいは、快適に過ごせるような環境をつくるための憩いの場づくりであったり、あるいは歩きやすい、あるいは一休みする、来やすくする、住む人を増やす、これももう随分やっております。

こういった施策、大体百近くありますね。しかし、うまくいかない。参議院の本案議で、この都市計画改正について、同僚議員の質疑の中に、平成十六年の総務省のあの行政評価、この結果が非常に厳しい評価であったという指摘がありました。しかし、こうやってベクトルを変えて、いよいよ本格的に、もう一度中心市街地の再生というものに国を挙げて、地域を挙げて、これはもうどちらかというところの地域そのものになつてくるわけですが、取り組もうという姿勢を出したわけでございますが、取り組もうとあるこういふ施策も含めて、どちらかというところ、こういふものを編成というか編集し直して、そのベクトルに合った統合的な手を地方自治体、そして地域の住民が中心になつて、それをツールとして利用して立ち上げていく、そういうふうに向けるのが政府の責任なんだろうと、こう思ひます。

そんな観点から、まずは、ほぼ議論はされておるものでございますから多少整理の意味を兼ねて、まちづくり、当然これは金が回らないことにはまちづくりできませんから、ファイナンスとい

う観点から多少議論をさせていただきたいと思ひます。

まず、経産省さんにお伺いしますが、今日、中小企業庁さん来ていますか。

問いたいのは、今申し上げたような中で、もう既にいろんな施策を一杯講じておりますよね。その施策の中で、もう一度編集し直してこういうふうにするやいいんだとか、あるいは今回のこの法改正に応じて今後こういう策を打とうとしているんだというようなことを分かりやすく御説明をお願いしたい。

○政府参考人(古賀茂明君) お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたとおり、平成十年度以降、かなりいろいろな支援策というものを実施させていただきまして、簡単にまとめて申し上げますと、十年度から実績が出ております十六年度までの合計で申し上げますと、予算につきましては、経産省関係では、中心市街地活性化策及び商店街振興策ということで、実績額が約六百二十二億円ということになっております。それから、融資につきましては、日本政策投資銀行などの融資の合計額が約八千五百億円となっております。それから、出資につきましては、独立行政法人中小企業基盤整備機構等による出資の合計額が約五百六十億円というふうになっております。

それで、今御指摘いただきましたとおり、様々な支援策が行われておりますけれども、これは必ずしも、それなりの効果を上げていっているところもありますが、うまくいっていないところも多いという御指摘は事実かと思ひます。

そして、これをじゃ今後どうしていくのかというところですが、うまくいかなかった原因といひますのは様々なものがございまして、一つは、マクロ経済環境が非常に悪かったというのはいちろんございまして、デフレで全体の売上げ、小売売上高が落ちていくということですから、これはただでさえ難しい状況にある。そして、そういう環境の中で、まちづくりというのが必ずしも商店

街ということに主眼、重点が置かれてきて、そのまちづくり全体の計画というものが地域ぐるみで商店街以外のいろいろなものを取り込んでいくというふうな視点が欠けていたということがございまして。それから、いろいろな支援策、各府県やっておりますけれども、必ずしも十分連携が取れなかったということ。

そして、やはり非常に大きいのは、様々な都市機能がやや無秩序に郊外に拡散していくこと。これは、単に大型集客施設が郊外にできたということだけではなくて、住宅を始め、あるいは病院だとか大学だとか、あるいは市役所とか、そういったいろいろな機能がどんどん郊外へ出ていく。これが、商業者から見ると、一生懸命やっているところとはたくさんあったんですけれども、やはりやや予想できない形で突然郊外に大型の集客施設ができる、あるいは突然市役所が外へ行ってしまふ、病院が外へ行ってしまふというふうなことで、努力をしても何か足下からどんな砂が崩れていくような、そういう状況になっていってうまくいかなかったという面があるかと思ひます。

それで、今回、都市計画法を御審議いただいているわけですが、その中でも、無秩序な郊外への拡散ということに歯止めが掛かる、そして市町村を始め住民の皆さんが一体となって将来のまちづくりを考えていただくという、これきつかけになりますので、今先生が御指摘になられましたとおり、その町の人たちがどう考えるかというのが一番大事なことでございますので、そういうことをよく考えていただく。そして、その上で基本計画を作り、今、中心市街地活性化法の方も改正をお願いしておりますけれども、そこで基本計画が認定されるというふうなことで町ぐるみで取り組んでいくということになったものについて、経済産業省としても、従来、やや区々に分かれて小さな補助金などもあったわけですが、そういうものを廃止したり、そういうことでまとめまして、そういう基本計画のつとめて町ぐるみでやるということに、今、選択

と集中ということも含めまして重点的に支援をしていくと、それによって効率的、効果的な支援につなげていきたいということでございます。

そして、いいプロジェクトにお金が回っていくという意味では、正に今こちらで御審議いただいている都市計画法の方できっちりしたまちづくりの姿勢というのを自治体が示していく、あるいは町全体で示していただくということによって、そのそれぞれの町が取り組むプロジェクトの……(発言する者あり)はい、済みません。そういうもので分かりますと民間の資金も非常に回りやすくなるということが起きるのではないかと

○前田武志君 随分とろんな施策もやってきたということでございますが、とにかく、過去のことは言いませんから、先に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今指摘した、議論したことは、企業者、商店主、そういった中心市街地の主役の方々に対する出資、融資の話でございますが、それに対して、まづはもちろん中心市街地、魅力ある、あるいは利便性の高いいろんな施設の集積というものが時代即した機能を発揮するように集積をしていかなければなりません。公共部門については、これは国交省がいろんな施策、これまでやってますね。そういう中で、補助金であったりまちづくり交付金であったり、そういうもので対応できる部門、それからもう少し民に近いような部門で支援をしているところ、これがあろうと思ふんですね。

まづは、おさらいを兼ねて、この中心市街地の公共施設的なものに対する支援施策というものを簡潔に御説明ください。

○政府参考人(柴田高博君) 中心市街地の公共施設に対する支援につきましては、これは当然、基本計画に定められております街路、公園、下水道等の必要な社会資本整備についてはこれまで支援してまいっておりますし、また、まちづくり交付金ということで、非常に公共団体、市町村の創意工夫を生かすことのできる新しい交付金制度、

こういうものの活用によりまして、中心市街地の活性化にこれまで努めてきたところでござい

そこで、今回、新しく中心市街地活性化法に基づきまして、内閣全体と一丸となって中心市街地の活性化に取り組んでいくことにいたしてござい

効果が上がると、中心市街地の活性化に効果が上がるといふことで認定された基本計画に定められております公共施設等につきましては、更に一段の支援をしていきたいと考えてござい

例えば、病院だとか文化施設等の都市機能を町中に立地する、そういうために役立つ事業とい

また、まちづくり交付金につきましても、中心市街地活性化に取り組みます市町村の提案事業の枠を、これまでは一割でございましたが、基本計画に認定されたところにつきましては二割まで拡大することによりまして、中心市街地の再生のための施策の充実を更に図ることができるといふようなことを考えておるところでございます。

○前田武志君 先ほどの個人事業者、そして今の施設関係、公共的なもの、そしてその間にいよいよまちづくりのパブリックな役割も背負った民間の会社であったり企業活動であったり、そういうものが入ってくると思ひます。まあTMOなんというのもそういうところに位置付けられるのかなと思ひます。あるいは、一年前にここで議論した都市再生法による、何ですか、SPCなんというのが議題になりましたが、そういうことも含めて、この中心市街地の活性化におけるTMOであったりSPCであったり、金を回して、プロジェクトを組成して、そしてファイナンスを、何というんですかね、コンソーシアムというのか、いろんな金融を集めてきて、まあ出資も融資もあるでしょう、そしてこのまちづくり、中心市街地活性化の中心的な役割を担う、そ

んなイメージでおるのですが、その辺のことについてどういような仕方、あるいは具体的な支援策、支援策というよりも、具体的にどういような役割を背負わせてやっていこうとされているのか、お願いいたします。

○政府参考人(柴田高博君) 公共としてやる部分、また、まちづくりにつきましては、民間の事業者がやられます優良な民間の都市開発事業、こういうものがどんどん進んでいくことが非常に地域の活性化に役立つものという具合に考えてございます。そういったときに必要となります資金の手当てをどうするかということも大きな課題であると思います。東京、大都市であれば集まりやすいけれども、地方都市になるとなかなか集まりにくいという問題等もございます。

その中で、国土交通省といたしましては、まちづくり交付金事業と連携して行われます優良な民間都市開発事業につきましては、平成十七年度にまち再生出資業務というものを創設いたしました。主に地方都市でプロジェクトを立ち上げる際に、最も集まりにくいと言われております自己資本、エクイティーの部分につきまして、民間都市開発推進機構を通じて出資による支援を行う制度を始めたところでございます。今回の中心市街地活性化法の認定を受けました地域につきましては、この免責要件を、これまで〇・五ヘクタール以上といたしてございましたが、〇・二ヘクタールまで緩和し、また既存の建築物のリニューアルでも新たに支援の対象とするなど、地域のニーズに即した施設整備を支援することになったというわけでございます。

国交省といたしましては、各種の支援施策とともに、こうした民間の都市開発に関するファイナンスの仕組みの充実を図ることにより、中心市街地の再生を支援してまいりたいと考えております。

また、住宅の部分も、町中で多様な住宅供給事業をされる場合には、それに対する出資を街なか居住再生ファンドということで支援する仕組みも

用意させていただいておるところでございます。○前田武志君 かなり手厚い施策も打ってあるように思いますが、なかなか難しい。

そこで、政投銀行さんが来てくれていると思いますが、一年前のこの都市再生の議論でも政投銀行さんとも議論をさせていただいたわけですが、というのは、やはりこの都市再生というものの、旧の開発銀行時代から政策投資銀行というのは相当のノウハウ持っている、人材もある、具体的にそういったものを今の刻々と変化する金融情勢の中で生かしてやってきているという、これは実績を評価しているわけでございますが、

しかし、片一方で、今、行革のまないたにのっているわけなんです。このやっぱりノウハウ、金融ノウハウというのは、やっぱり地方の都市再生なんかのファイナンスにおいてはもう一番重要なところなんです。地方の金融機関には余りノウハウありません。あちこちの失敗例、成功例、自分で体験しているわけじゃないわけですからね。そうすると、そういうのを横断的に、しかも海外とのそういうノウハウも入れたこういった政投銀行のノウハウ、人材、これは非常に重要ではないかと私は思っているんですよ。

さて、民営化するというようなことなのですが、副総裁、どうですか、ちゃんとやっていけますか、今後。

○参考人(山口公生君) ありがとうございます。今御議論しておられますまちづくりということ、現下の社会情勢から見ると、最も国の重要な施策だと思えます。私も、公共的、公益的な仕事を役割と任じておりましたので、こういった動きにできるだけ今後とも対処してまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

それで、具体的に、先生からの御指摘もありましたように、段階を追って申し上げますと、まず調査、分析をやるということもやっております。

ある地域でまちづくりをしたいというお話があったとき、それぞれの町はいろいろ区々でございまして、そういった特色があるのか、五年後、十

年後の人口構成等はどうなるかというようなことを分析した上で、どういう処方せんが一番いいのかということをお示しさせていただいております。

その次の段階に行きますと、じゃ具体的に、地元の盛り上がりがあるというプロジェクトをやりたいんだがという御相談がありますと、今度はそのスキームづくりをやっておるわけでございます。ファイナンスをどういふふうにするのか、そのリスクに応じて出資の部分、それからローンの中でもいわゆるメザニンというリスクの高い部分、あるいはシニアというリスクの低い部分、どういふふうに分けるかというようにすることも、スキームづくりでいろいろお手伝いをさせていただいております。もちろん、そのときには地方銀行あるいは地方の信用金庫、信用組合とも御相談させていただくことが多々ございます。

そうした中で、最近、ちょっと御紹介させていただきたいと思えますのは、まちづくり全体としてはなかなか難しいけれども、空き室といましようか空きビル対策を何とかしてほしいというのがありまして、最近私も力が入れておりますのは家守事業と。家守というのは家を守ると書くんですが、実は江戸時代の概念でございます、いわゆる大家さん、大家さんは所有権を持たずに町を、たな子をずっと面倒見ていたんですね。そうすると、空き室がありますと、どうしても、そこに何かが入ってくればいいと。地主さんや家主さんはなかなかそういう人脈持っていないから見付けられないけれども、そういった家守の事業をやる人がいればそういう人が埋めてくれるというふうなことを今進めようとしております。

だから、それぞれの地域における特色に応じて最適な対応をしていく必要があるだろうというふうに思っています、いろいろメニューを今そろえつつあるところでございます。で、その次の段階に行きますと、今度は御指摘がありましたように融資でございますけれども、これはやはりまちづくりの融資は、特色は、長い期間の融資でなければいけないと。それは、一年や五年ぐらいですぐ引き揚げるような融資だとまちづくりはできませんので、やっぱり長い、できるだけ長い期間の融資にしてほしいということなんです。私どもは、低利で長期の融資をいうことでこれまでいろいろ役立たせていただきましたけれども、このところが実は先生の御心配いただきましたように民営化という問題が政府の方針としてお決まりになりました。民営化となりますと、長期の低利の融資のその前提となります調達の方が、果たしてそういう低利で長いものを資金が取れるだろうかというのがやはり私自身も心配になってまいります。

私どものやはりこういったノウハウというのは、あるいは経験、これはやはりほかにはないものでありますので、引き続き私どもの重要な役割であるということ強く念じておりますので、私どもとしましては、是非これを引き続きやらせていただきたい、またやるべきではないかと思っております。

そこで、今、参議院で御審議いただいております行革推進法案におきまして、「長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずる」というふうにお書きいただいております。具体的にはまた法案がその後出てくると思いますが。

したがって、例えば言いますと、その資金調達のために政府保証を付けていただくとかいろいろな御配慮をいただければ、引き続き私どもとしてはこういった事業に対してお役に立てていけるんではないかというふうに思っている次第でございます。

○前田武志君 そこで、このまとめとして大臣にいろいろお聞きをしたいわけなんです、今のお話のように、確かに政投銀行は政投銀行なりに市街地、まちづくりのオルガナイザーあるいはコーディネーター、しかもその融資、出資をいう実力、パワーを持って今までやってきたわけですね。

もちろん、まちづくりの一番の主役である国交省、政府側という主役の国交省、インフラ整備からあるいは民都機構の融資、こういうものを持つてゐるわけです。

実は、この国会における議論をずっとばらばらとめくって見ておきますと、もう既に、政府系金融機関が一つに統合されてしまふとかそういうことの心配というのこの委員会でも衆議院でも議論をされておるわけです。

そこで、最後に大臣、最後といいますか、このファイナンスの関係で大臣にお聞きしたいのは、政府系金融機関、これはもう金融論あるいは行革の議論からもちろんその方向というのはもう定まっておりますし、当然そうなるでありましょう。しかし、まちづくりという観点から見ると、もう今やもう人材、ファイナンス、そういったところがもう一番の問題でございます。

私も、実はこの質疑に立てということを先週末に言われたものですから、週末、地元に戻って、かつての商店街の若きリーダーたち、今や世話役になっている連中に来てもらひまして、五、六人だったですが、いろいろお話を聞きました。

まあまあ出てくる話というのは、もう本当に同様に値するとか、大変努力もし、やればやるほど、結局は言ってみれば期待外れ、裏切られというところがあるんです。それは、商店主の方々ですから、継続性を持って、次の時代にも是非おやじから引き継いできたことをこの町の中で引き継いでいい町にしていきたいという気持ちにはみんな持っているわけですが、現実には、それに、その時々打ってくる施策に乗ると見事に期待外れに終わって、そしてまた施策自体が違ふ、全然違う方向が出てくる。あるいは、市の担当者が替わるだけでもまた違ってくる。

そういうものの連続だというようなかで何が一番足らないのかと、こう言ってお聞きしました。あんなは、市街地活性化でまた新しいまちづくりが始まったときに、ちゃんと次の世代に引き継ぐように投資をして新しい店舗をつくってやっていくよ

うな気があるかと、こう聞いたところ、それは何かの格好で公的な資金を十分入れてくれて自分の持ち出しがもう本当に自分の範囲で収まる限りでなければ、息子の代に借金を背負わせるようなことはもうやりませんと、明快にどなたも言っておりましたね。今やその状況にあるというのは、大体平均して全国全部そうなんだろうと思うんですね。

それだけに大臣にお聞きしたいのは、片一方でこの政府の金融機関の統合というのがある中で、やはりノウハウを持った政府がバックにあるような何らかの金融措置、要するにこの回の措置ですよ。直接、やれ補助金を出せとか言うよりも、きっちりその金が回っていく、安心してというか、一生懸命頑張ればどこかできっちりちゃんと金は回っているんだというような、そういう装置が必要なんだろうと思うんですね。そういう意味では、先ほど言われた信用保証というようなこともあるでしょう。そしてまた、そうやってまちづくりが進んできた、それをうまく再投資に向けるような装置というのもあるでしょう。あるいは減税措置というようなこともあるかも知れませんね。そんなことも含めまして、大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣(北側一雄君) 非常に大事な問題点を指摘をいただいたと思っております。

今はこれまちづくりの話でございますが、私はやっぱり政府が果たす役割というのはこれからもあると思うんですね。そのまちづくりであれ中小企業の問題であれ、更には公共交通なんかもそうなんですから、民間の金融機関だけに任せておいて本当にきちんとしてくれるのかという、民間金融機関はリスクが大きいところにはなかなか融資できないのが現実であります。しかし、そういうまちづくりとか中小企業金融とか公共交通だとかそういうところについては、やはり私は政府がこれからも、民営化されるにしても、きちんと一定の役割を果たしていくことが非常に大事だと私も感じているところでございます。

特に、まちづくりという観点では、やっぱり先ほど都市局長も申し述べておりましたが、地方に行けば行くほどやっぱりリスクが高くなるんですね。そうすると、そういうところに最初の民間資金が民間金融機関の方でそう簡単に出してくれないわけでございますし、そういうところにやっぱり誘い水として誘因をする一つの装置としてそうした政府の役割、これまで政府系の金融機関が果たした役割というのは私これからやはり重要であるというふうに考えておるところでございます。そして、民都機構によるまち再生の出資業務を創設したのもそういう趣旨でございますし、その拡充も今年度はさせていただくということで取組をさせていただいておるところでございます。

民間資金がきちんと流れくるように、そうした環境をつくり得るように、やはり私は公的な関与というのは必要であると思っております。その在り方については今政府系金融機関の見直しが行われているわけですが、それと並行しながらしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○前田武志君 それでは次に、この維持管理、要するに今のこの法改正というのは、やはり中心市街地に公共施設、インフラ等をもつて集中して、そういう時代になってきたということでありまして、今までの都市開発といいますか、地域の事情というのはどんどん拡散していったという、そういう時代であります。それだけに、今や維持管理のコストというのが随分高く掛かる時代になってきたと思うんですね。そういったことに対する危機感というののも今回の法改正の背景にあるというふうに思います。

一番この公会計で欠落しているのは、もう全くバランスシートを考慮していませんから、減価償却なんというのはまあ眼中にないわけ、したがって、これだけ戦後のこの再生過程で公共投資もやってきただけに、今やこの維持管理のコストというのが膨大なものになってきたと、こう思うんですね。そこで、国交省の方に、なかなかどういうよう

な状況になっているかというのをきちんとデータで示すというのは難しからうと思いますが、マクロで結構でございますが、道路であったり、あるいは下水道であったり、そういった都市施設の今維持管理のコストというのがどの程度になっているのか、何か例を挙げて説明をしてください。

○政府参考人(柴田高博君) 御指摘のように、都市が拡大し、公共投資の社会資本整備の投資がこれまでかなり行われてきておまして、それにかかわる維持管理という問題が大きな課題になっていることは御指摘のとおりでございます。

例えば、企業会計等で行っております下水道というのを見て例でお話ししたいと考えてございますが、現在下水道は全国の普及率が七割弱まで来てございます。平成十五年まででございますが、我が国の下水道事業全体の施設の維持管理に要した費用は、総額で八千六百六十億円という具合になってございます。これ、下水道事業というのは一般家庭などから排出される汚水を処理するという役割と、雨水の方を速やかに排除し浸水の被害を起こさないという、大きく言ってこの二つの役割があるわけでございますが、この一般家庭や事業所などから排出される汚水の処理に必要な維持管理費につきましては、基本的には使用料で賄っていただくという考えで使用料で賄っているところでございます。

なお、この汚水部分、これにつきましては人件費だとか運転管理費の維持管理費等、それから建設時に下水道施設を整備するために起こした地方債の元利償還費を合わせました広い意味での下水道管理費に占める使用料はどうかということでございますが、平成十五年で約五七％というような状況になっております。

○前田武志君 大ざっぱに言うと、私の理解では年間、例えば下水道を例に取りますと、一兆円ぐらいの建設費、そして維持管理費が、見方によりまして二兆何千億かで、そのうちの半分ぐらいが確かに利益者負担で取っていると。言ってみれば、建設費と維持管理費というのがセِيمオーダーぐ

ようなことも考慮に入れて経営的な地方自治の運営が必要かと思いますが、この面に関して総務省はどのような考えを持っているか、どういうふうにご自治体を指導されているか、お聞きをしたい。

○政府参考人(荒木慶司君) お答えを申し上げます。

地方公共団体がまちづくりのための投資を行います際には、維持管理費を含めまして費用対効果等の観点から検討を十分に行うということが極めて大切であると考えております。

た投資等を行いまして、まちづくりに伴いまして各地域において固定資産税等の増収ということも出てまいるわけですが、現実には個別の地域においてどれだけの税収が回復するか、これを計算するのはなかなか難しい面もあるわけでございますが、いずれにしても、中心市街地活性化のために様々な財政支出を行うという際には、それによる多面的な効果、これは負担の面もございますが、それによって生まれる経済的なプラスの波及

の効果 将来の税の増収というようなそうといった効果を多面的に勘案いたしまして、こういったものを総合的に視野に入れて検討すると、正にこういった観点での地域経営がこれからますます大事になるものというふうに考えております。

○前田武志君　ということで、大臣にこの面についてお聞きをいたしますが、まあ確かにこの法改正を基に都市整備の方向という、地方都市の整備の方向というベクトルが変わった。そこには、コンパクトシティと国交省の方では言っておるようでございますが、そういう思想の背景がある。

そして、維持管理、更新の時代、また更新なんかも拡散したものをまた元へ戻すというチャンスでもあるのかも分かりませんね、更新の時期というのは。

そんなことも含めて、日本の国の公共施設の全般に責任を持つ国交大臣として、この維持管理の時代、そしてコストを何とか上^あがらないようにしていく、しかもいいまちづくりをしていく、それ

○国務大臣(北側一雄君) 今後、今ある社会資本の維持管理費が増大してくるということについて、実を言いますと、今、公共事業、公共投資に

ついで今後どうしていくのかという議論がなされているわけですが、そういう中でも、これから適切に維持管理をしていかなければ結果としてライフサイクルコストが増えてしまいますよと、これからこれまでつくられてきた社会資本の維持管理がコストとして非常に増えてくるような状況下になってきますと、それだけで新規投資というのは当然制約をされていくんですと、こんな話を政府部内でも今さしていただいているところでございます。

そういう意味で、今後の公共事業ということを考えてときに、この既存の維持管理費をどう考え、どう出し、どうその財源を確保していくのかということが非常に重要な点であるということとはもう全く御指摘のとおりでございます。

またまちづくりという観点から考えますと、これやはり都市が膨張してしまいますと、拡大してしまいますと、道路であれ下水道であれ、その新規の整備費は当然なのですが、それだけではななくて、その後ずっと維持管理コストが掛かるわけ

ですね。そういう意味でも、やはりこれまでのような都市がどんどん拡大をしていくというふうなまちづくりの考え方は、これはもう本当に変えていかないといけないと。やはり都市機能が集積されたコンパクトシティというのを目指していく

べきというのは、財政面からも私はやはり要請されているところであるというふうに認識をしているところでございます。

この維持管理の問題につきましては、非常に重要な問題と認識をしております、しっかりと国民の皆様方にもよく御理解をいただかないといけないというふうに考えているところでございます。

○前田武志君 この面について一つだけ指摘をしておきたいんですが、ヨーロッパの町なんというの、そういう維持管理の時代というのを既に体験してきているんですね。かつて私も若いころにそういう時代になっていたバリなんかを随分と勉強したことがあるんです。

そこで、国交省において、それ行けどんとんでまあ予算はどんどん付いて建設していくというのが国交省の心意気みたいな時代があったわけですが、この維持管理の時代というのは、その地域地域に即した、その個性に合ったものに維持修繕であつたり更新であつたり、維持管理やつていけるんですよ。むしろ、国交省の持っている知恵を前向きに出して、これこそ高度の知恵を出して取り組むべき仕事であるというふうに発想を変えていく必要がありますよということだけを指摘しておきます。

それから、公坵法、公有地の取得の公坵法ですね、あれについて、これも改正が入っているわけですが、そういう意味ではやはりほとんどほとんど拡大していく時代には、公有地を確保するため、あるいは都市計画施設等の買取り請求があったときというように、各県に公社をつくって買取りをやつてきたわけですが、時代が変わり、今随分と塩漬け土地が増えています。

そこでこの法改正ということになったと思いますが、国交省の方に、今回のこの公法改正の趣旨と、そして都市再生との関係でどういうふうな考えておられるのか、御説明ください。

○政府参考人(竹歳誠君) 公有地の拡大の推進に関する法律の改正の背景でございりますが、大きく二つあります。

今御指摘ございましたように、従来、公共事業の円滑な推進のために土地の先買いというのを進めてまいりました。しかしながら、地価が下落する、それから公共事業が縮減するという中で、地方において長期の保有土地という問題が顕在化しております、これをきちつと整理しなくちゃい

けないというのが一つでございます。

それから二つ目は、従来は都市の拡大ということでございましたので、例えば市街化調整区域の中の一定規模以上の土地についても先買いの制度がございましたけれども、今後はコンパクトシティ化ということでございますので、そういうような制度はもう必要ないんじゃないかというように二点が改正の背景でございます。

ということで、今回の改正でお願いしておりますのは、そういう長期的に保有されている土地、買取りから十年を経過したような土地を対象として、今後処分が見込みがないというものについてきちつとまちづくりに生かしていきたいと考えているわけでございます。

そこで、幾つか要件を設定しておりますが、一つは、都市再生整備計画とか、それから地域再生計画に位置付けられたもの、これは法律に書いてございます。さらに、政令で今後検討する予定でございますけれども、中心市街地の活性化に役立つ事業でございますとか民間の都市再生に役立つ事業、こういうものについても対象としていきたいと考えております。

○前田武志君 これで終わりますが、こうやって、まちづくりそのものの方向転換、これは戦後初めてでございますが、やはり、それぞれの町があつて、そこで活動される人たちが、その周辺に住宅地があり農地があり、そしてさらにその中心市街地の言わば商圏ヒンターランドがあるというようなイメージで考えていくと、やはり中心市街地というのは、その大きな地域に対してそこに住んでおられる方々、老いも若きも、あるいはもう女性も子供も、それぞれそこへ行くとか何か買物、楽しみ、あるいは人と会う、またそういう意味では人生の舞台になるわけでございますね。

そういった都市のこの再生の大きな方向付けを今回はするわけですから、その時期の大臣としては、これは後藤新平が実は多分日本の都市計画というものを、伝統的な今までの町に対して、新しい西洋から入ってきた文明開化の時代の

都市づくりの言わば方向付けをやった人ではないかなと私は思うんですね。そのぐらいの意気込みで取り組んでいただかないかぬわけでございますが、ひとつ最後に大臣の御所見を聞いて、終わります。

○国務大臣(北側一雄君) 後藤新平という大変なお話をちようだいいたしました。これまでのまちづくりの考え方を大きく転換する今回の改正案でございます。

少し余談になるかもしれませんが、先般、私、今井町へ行かせていただきました……(発言する者あり) ええ、陸の今井、海の堺というふう言つて、環濠都市なんですけれども。

やはり、これからのまちづくりに当たつて、一つ大事な点は、歴史とか文化とか伝統とか、その地域の持つている長年の財産、そういうものに根付いたまちづくりをしていくということが、一つの方向性としては私は共通しているんじゃないかというふうに考えたところでございます。中心市街地というのはまさしくそういう地域だと思うんです。

そういう地域をやはり活性化していくということは、その地域全体の私は活力を生むことにつながっていくのではないかとこのように考えております。

○前田武志君 終わります。

○山本香苗君 公明党の山本香苗です。

もう既に大所高所から様々な御質問がございまして、我が会派からは西田理事の方から重ねて三回ほど質問していただきましたので、絞つて質問させていただきますと思つております。

今回の都市計画法の法改正の重要なポイントの一つといたしまして、広域調整の手続というものが明確に組み入れられたことがございます。先日、今回の法案審議に先立ちまして、中心市街地活性化に一生懸命取り組んでおられます町田市に行きましたところ、この点について大変感謝されておりました。北側大臣にくれぐれもお礼を言つてくれと言われましたので、この場をおかりしてお伝

えておきます。

また、先日の参考人質疑におきましても、四人の参考人の方に来ていただきましたけれども、四人の参考人の方々皆様がこの広域調整の手続が制度化されたことを評価されておりました。

そこで、改めて伺いたいと思いますが、今回の法案で盛り込まれた広域調整の手続というのは、どのように機能することを想定されていらっしゃるのか。また、広域調整がなされる際には、都道府県知事において関係市町村に協力を求めるか否かを必要性に応じて決めることになるということになっておりますが、都道府県知事が必要であると認めるときというのは具体的にどのような場合を想定されていらっしゃるのか、お伺いをさせていただきます。

○国務大臣(北側一雄君) 今回の改正では、広域調整という観点を一つ大事なポイントとして導入をさせていただいております。一部の地域、商業地域等の一部の地域を除きまして、今後は大規模集客施設の立地は都市計画の手続を要するということになるわけでございますが、その決定、市町村が都市計画を決定するに当たりましては、知事に協議して、その同意を得なきゃならないと、こういう規定がございまして。そして知事は、その広域の周辺の市町村との観点で協議を行うというふうになっているところでございます。

都道府県知事は、同意に当たつて必要と認めるときは周辺の関係市町村からの意見聴取などの協力を求めることができるというふうにさせていただいてあるところでございますが、この必要と認める場合とはという御質問でございますが、これは都道府県知事において、都市計画の内容に応じ、周辺市町村の都市構造やインフラ等への影響とものつた広域の調整の必要性を踏まえて判断されるものというふうに考えております。

○山本香苗君 実際どういうふうに使われるかというところがこれから問われていくと思うんですが、参考人に来ていただきました東京大学の浅見先生は、今回この広域調整の手続というのは広域

調整の一步として非常に重要だというふうに述べられておりまして、同時に、何が広域調整の対象になるのかについては少し考える必要があるとされて、今回の改正案では規制対象が床面積一万平方米を超える店舗である大規模集客施設となっているが、これは一つの決り事であつて、実態に合せて運用を考えていく必要があるであろうとおつしやっておられました。

他の参考人の方々でもそういう御発言がございましたけれども、例えば一万平方米を下回る場合でも、複数の敷地にまたがるショッピングセンター拠点と、恒常的にいつも大量に人が集まるような場所ができれば影響が大きいわけでございます。こういう場合も、今大臣、制度として説明していただきましたが、法律事項ではないにせよ、地域の実情に応じて広域調整がなされることが望ましいのではないかと思います。いかがでしようか。

○政府参考人(柴田高博君) 今回の改正では一万平方米以下については規制対象外にいたしてございます。これは、地域住民の日常生活に必要な中小企業の店舗まで含まれるというようなことでやつてございまして。ただ、一つの敷地の中に幾つもの建物が建ちまして、結果として一万平方米を超えるというような場合等ございまして、それはもちろん対象になるわけでございます。

そこで、そういう意味で一万平方米以下の施設につきましては原則都市計画法の規制の対象になりませんけれども、もしこれが必要であるというような市町村が判断された場合には、特別用途地区あるいは特定用途制限地域、これ自身はまだ生きているわけでございますので、これらを適切に指定される、都市計画に基づいて指定されるというふうなことで、一万平方米メートル以下の店舗等についても規制することも可能であろうという具合に考えております。

○山本香苗君 この広域調整につきまして、いろいろと今、各都道府県等々でも話し合いがなされているみたいなんですけれども、そういう中で、広

そういう中で、広域調整の手續が透明性を持つ公正性を持つということが重要であるということ

も国全体のこの国土づくりという広域的な観点から、先ほども適切に、スピーディーに、またこのときをとらまえてしっかりと対応してもらいたいというお話ございましたけれども、正にそういうところが問われるところだと思えますし、柴田局長はそういうところが非常に優れていらっしゃる局長だと思えますので、是非とも力強くやっていただきたいと思います。

では、止められる駐車場は全くございませんで、違法の路上駐車が約五百台となっております。こういった点から考えますと、今後、駐車場法に基づく自動二輪車の駐車場の整備状況を急いでやっていく必要があるのではないかと、整備を進めていく必要があるのではないかと考えております。

○山本香苗君　ということは、今対象になつてい

先日 西田理事への答弁で、北側大臣からも財政的な支援や駐車場を置くことを義務付ける条例の制定まで言及されておりましたけれども、具体的に市町村が駐車場を整備する際にどのような財政的支援を行うのか、また今後どのような形で附置義務条例みたいなものを市町村に働き掛けていっていただけるのか。前回よりは踏み込んだ答

弁を是非お願いしたいと思います。

○政府参考人(柴田高博君) 駐車場整備の役割でござりますが、これは第一義的にはまず民間セクターが駐車事業、業として一時預かりなどの駐車場を整備し、経営されております。それで、また大規模な商業施設などの駐車需要の発生原因者が附置する駐車場、附置義務駐車場というものが整備いたしてございます。町中での不特定利用者の駐車場の需要、あるいは民間セクターでは対応できないものに対する駐車場、これが公共セクターが整備する役割でござります。

市町村の部分についての支援でござりますが、道路の一部となります駐車場につきましては、これは基幹的部分を街路事業の補助対象ということで助成することにしたしてござります。これ、料金との関係とか、コストがどれだけ工事費が掛かるかということによって違いますが、全体事業費のおおむね三分の一から八分の一に相当する国費を充当いたしてござります。また、面的なまちづくりの一環として整備されるものにはまちづくり交付金などによりまして支援をいたします。

また、附置義務条例でござりますが、これは従来から条例のひな形や基準の目安につきまして国土交通省が標準駐車場条例として策定いたしまして、技術的助言として通知いたしているところでございますが、今回の法改正に伴いまして、自動二輪車を含む形に標準条例を改正いたしまして、技術的助言として示していきたいという具合に考えてござります。

さらに、全国駐車場政策担当者会議等の機会を踏まえまして、法改正の趣旨を踏まえまして、条例の制定など、市町村に対して働き掛けてまいりたいと考えております。

○山本香苗君 市町村の方にはそういった形で支援をしていただけたらいいことなんでしょうけれども、市町村では財政的にも、スペース的にも非常に厳しい。例えば大阪市なんかはそう言っているわけですね。

民間事業者にも働き掛けていくという考えを

持っているみたいなんです。民間事業者が参入しやすいような支援というものは考えていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 民間事業者が自動二輪車の駐車場を整備する場合の支援についてでございますが、これ、都市再生交通拠点整備事業といった事業、あるいはまちづくり交付金といったものなどの駐車場整備支援制度が四輪車と同様に活用できます。その場合には、公共団体を通じての間接補助という具合にいたしてござります。また、再開発事業などの面的整備と一体的場合には、それぞれの面整備の支援策におきまして駐車場整備も補助対象という具合になってござります。

今後とも、国土交通省といたしましては、民間の自動二輪駐車場の整備につきましても引き続き支援をしていきたいという具合に考えております。

○山本香苗君 今、様々な支援策を用意していただいているというふうにお伺いしたわけでござりますけれども、やっぱりすぐに自動二輪用の駐車場ができるかといえはなかなか難しいのではないのかと思います。

そこで、現状を少しでも緩和するために幾つか、まとめて三点ほど御提案をさせていただきたいと思っております。一つ目は、もう既に駐車場がありますけれども、自転車用の駐輪場があつて、ここは原付までオッケイなわけですね。そこにスペースが空いていけば、そこに自動二輪も置けるようにできないかということなんです。

例えば、難波のところで難波ばかり出しちゃいけない、難波がすべて悪いわけじゃないんですけれども、ならばパークスのところに、下に駐輪場があるんで、物すごくきれいなものが整備されているわけなんです。そのところにももう丁寧に五〇ccまでという形で書いてあるんですけれども、下は空いているわけなんです。上に上がると、その横のところに自動二輪がたくさん放置されているような状況がありまして、聞いたら、一時間何円とかいうんじゃないかって、一日入ったらミニバ

イクで二百円とか、そういう状況なわけなんです。空いているんだつたらそこに置かしてもらつたら、二百円で置けるんだつたら置きたい、駐禁で持っていけるよりは絶対そっちの方がいいと思うライダーの方も多いと思うわけなんですけれども、こういう既にできている駐輪場のところに空きスペースがあつたら自動二輪も置けるように是非していただきたいというのがござります。

二つ目は、今日わざわざ道路局長に来ていただいておりますけれども、旧公団が所有する高架下を利用したような駐車場というのが結構大阪市内にもたくさんあるわけなんです。こういったところに自動二輪も一緒に置くようにしたらどうかと思うんです。四輪を置くところよりも低いところでも置けるようなところもありますし、デッドゾーンみたいなところもあります。そういうところ、既存のところをつぶすんじゃないで空いてるところ、そこを使っていたら自動二輪も一緒に置けるようにしていただければ大変有り難いと思います。

三つ目なんです。これはこれからの話になりますけれども、自動二輪用の駐車場ができる場合、自動二輪となつてしまつたら原付を排除したような形になつてしまつたわけなんですけれども、それを排除しないで一緒に置けるような形に是非していただきたいと思っております。今回いろいろ調べてみましたら、東京よりも大阪の方が原付がめちゃくちゃ多いという状況なんです。全国一、全国の割合がほとんど大阪で原付が多いという状況でありますので、是非、放置が多い大阪市の状況を改善するためにも、原付も排除しない形で自動二輪用の駐車場というものが整備していただければな。

三点まとめて申し上げましたけれども、是非よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○政府参考人(柴田高博君) この駐車場の形態につきましては、その地域の駐車需要の状況やスペースの有効活用の観点から、今御指摘のいろん

な形のものが考えられると思います。

一つは、自動二輪車専用の駐車場というものが考えられるでしょうし、四輪車の駐車場と兼用するというものも考えられますし、自転車の駐車場と兼用するというものも考えられますし、現に既にこれらのものが一緒にやられている場合がござります。それぞれまた区画を分けているものや一緒になつてごちゃごちゃになっているもの、いろいろなものも現にござりますし、考えられるだろうと思います。また、そういう意味で、自動二輪駐車場に原付自転車も置くということも可能であろうと考えております。

今回、新たに初めて自動二輪車が駐車場の対象になつたわけでございまして、どういう形でどういうものを造っていくかと。できるだけ意味のあるような駐車場整備をしていきたいと考えてござりますので、自動二輪車を含めた駐車場の新たな技術基準を定めていく必要が出てまいります。その際、このような様々な駐車場の形態を想定しながら検討を行つてまいりたいという具合に考えております。

○政府参考人(谷口博昭君) お答えします。

私の方に高架下の利用という御質問いただきました。

自動二輪の駐車場につきましては、道路法施行令におきまして高架下に占用できる施設として認められており、地方公共団体や高速道路株式会社等が占用許可を得て設置することが可能とされておりますが、現時点までに高速道路の高架下に自動二輪専用の駐車場が占用され整備された事例は残念ながらございません。

一方、国が管理している国道というようなことで見ますと、その道路の高架下に整備された駐車場のうち、六か所の駐車場に二百二十六台分の自動二輪用の駐車スペースが整備されているということでございます。

委員御指摘のように、高架下は一つの有効な駐車スペースとして活用できる場合が多いのではないかと考えておる次第でござります。今後、御審

議いたしております駐車場法の改正、また本年六月に改正道路法の施行がなされるということでございますので、地方公共団体、関係機関と連携を図りながら、高架下の既存の四輪駐車場の活用も含め、高架下を活用した自動二輪駐車場の整備についても進めていきたいと考えております次第でございます。

○山本香苗君 是非、両局長、よろしく願ひ申し上げたいと思います。

仙台市では早くから条例を作った自動二輪の整備をしてきた結果、あそこは学生さんが多いんですけれども、バイク使っている方が多いんですが、仙台市の方に聞きますと、余り放置バイクというのは町で見掛けないなということをおっしゃるんです。当たり前のようにそれがなっている状況らしいんですけれども、実際、管理をするとか規制するだとか、それに掛かる経費というものを考えれば、更に駐車場代が上がつてくることもありまして、年間約一億円以上の予算が別のところに充てられるようなこともできてきたということが仙台市で既に事例としてあるそうでございますので、是非ともやっていただきたいな。本法案の改正を機にこういった放置バイクのない町に、放置自転車の問題はまだありますけれども、是非していただきたいなと思っております。

早けれども、終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(羽田雄一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時開会

○委員長(羽田雄一郎君) ただいまから国土交通委員会を再開いたします。

この際委員の異動について御報告いたします。本日、北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として郡司彰君が選任されました。

○委員長(羽田雄一郎君) 休憩前に引き続き、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○小林美恵子君 日本共産党の小林美恵子でございます。

今日は、開発整備促進区そして計画提案にかかわり質問させていただきます。

改正案では、新たに到店規制した地域でも部分的に規制を外せるように地区計画の開発整備促進区を設け、さらに一定の開発事業者が都市計画の提案者になることが盛り込まれました。

そこで、質問なんですけれども、二〇二二年の都市計画法改正でいきますと、都市計画提案制度が措置されて、そのときに都市計画の決定、変更の発意機能が地権者、NPOなどに開かれました。しかし、開発業者にはその対象にはならなかった。一体それはなぜなのかということをお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(柴田高博君) 平成十四年の都市計画法改正におきましては、当時のまちづくりへの関心の高まり、まちづくり協議会やまちづくりのNPOなどの地域住民が主体となってまちづくりへの取組が活発化していたという状況の中で、それまでは行政のみが行っていましたが都市計画の発意というものを民間に開放することによりまして地域住民等のまちづくりに対する能動的な発言を促進し、これを都市計画として積極的に受け止めるために土地所有者、NPO等による都市計画の提案制度を創設したものでございます。

しかし、その当時は、大規模集客施設については広い範囲で立地が可能でございまして、立地に当たりまして都市計画の手続を要するということがございませんでした。そういうことから、開発事業者の発意により都市計画を決定、変更するケースが多く見られるということが想定されなかつたというふうなことでございまして事業者には認めなかつたということになっていると考えられます。

○小林美恵子君 つまり、当時はいわゆる十分に開発できるというんですか、そういうふうな仕組みになっていたということ、逆に言えばそういうことですよね。ですから、わざわざ開発事業者を提案者に入れる必要はなかつたということに理解されるんだというふうに私は思うんですけれども、今回は開発事業者を提案者に加えました。

私、そういうふうな考えますと、なぜそのことを申し上げるかというと、前回と今回とそういうことに聞きますと大変矛盾あるんじゃないかなというふうに感じるんです。その点は、局長さん、いかがでしょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 前回は原則立地が可能、都市計画区域の中でいえば約九割の地域で立地が可能、都市計画区域の外、立地が可能でございました。

しかし、今回の改正によりまして、立地可能でございました大規模集客施設につきましては、原則を逆転させまして、原則立地が不可能ということにしようとするものでございますが、全く立地ができなくなってしまうということについては、やはりそこについては、地域の状況等によりまして地域の判断を反映した適正な立地が確保できる仕組みというののもその逆の観点で措置することが必要であろうと、それは都市計画の手続でもって立地に当たりましては都市計画の手続を経るということが必要だろうという具合にすることにいたします。このために、民間事業者のイニシアチブというものを認めていこうという具合に考えているわけでございます。

○小林美恵子君 つまり、立地が不可能になったところを立地ができるようにということで、それは開発事業者にも、いわゆる知見を生かすということで提案者に加わるということになりますと、開発事業者の意見が大きく反映されたいわゆる開発になるというふうには私はなるんじゃないかなというふうに思うんですけど、なぜそこにこだわるとかということで一つの事例を御紹介申し上げたいと思います。

最近、ディベロッパーとか開発事業者、不動産業者、ゼネコン、大型店などによりまして地域開発プロジェクト、都市再開発計画が多数提案もされています。その実態は、大型店出店を核とする計画、乱開発を含む提案が多いんです。

例えば、福岡県大牟田市岬町なんですけれども、最近、大型店イオンと三井鉱山が計画提案する、交流機能を有した商業施設などの導入を核とする九十四・七万平米の地区計画が提案されています。九十四・七万平米です。九十四・七万平方メートルですね、地区計画が提案されていますけれども、この地区開発計画は今都市計画手続ではどうなっているでしょうか。御説明いただけますか。

○政府参考人(柴田高博君) 御指摘の件につきましては、これは新聞報道でございまして、福岡県大牟田市の工業専用地域にございまして、テーパーの跡地等に延べ床面積七万五千平米の大規模商業施設が出店を予定しているという具合に聞いてございます。

出店が予定されている地区につきましては、平成四年に再開発地区計画が定められまして、テーパー等として利用されておりましたが、平成十年に閉園されておまして、その後、昨年十二月に、都市計画提案制度に基づきまして、地権者より地区計画の内容について大規模店舗の立地を認めることができるよう変更の提案がなされております。

大牟田市といたしましては、市の都市計画提案検討委員会におきまして本提案について検討した上で、大規模商業施設の立地が認められるよう地区計画を変更する都市計画の案を策定いたしました。そして、平成十八年三月三十日に公告を行った上で、当該案について縦覧を行い、住民等から提出された意見を踏まえて、平成十八年四月二十八日に市の都市計画審議会においてそれが議決されたのと伺っております。

○小林美恵子君 その件でございしますが、大牟田市では、地元商店街の皆さんを始めとして、こういう大きな大型の商店の来ることはと

でもまかりならないということで二万人の反対署名を集めておられます。このままではまちづくりの発展につながらないだと、住民参加のまちづくりを訴えているわけですね。

私、ここで大臣にお伺いしたいと思いますけれども、やっぱりこうした地元、地域の住民の皆さんの声を尊重しないで住民参加の都市計画、まちづくりとは言えないと思いますけれども、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(北側一雄君) 今も都市局長の方から答弁いたしましたように、手続を経まして、具体的には、その都市計画の案について公告縦覧を行って、縦覧期間中に住民等から意見書が提出された場合には、その要旨を提出した上で第三者機関である都市計画審議会の議を経て定めるということでございます。この手続に乗っかって、公明、公正、透明な手続を経て定められることが必要と考えているところでございます。

本件につきましては、これらの今申し上げました手続に従って、大牟田市の都市計画審議会において議決が行われたところだというふうに向っております。

○小林美恵子君 でも、現に、そういう手続を行ったとおっしゃっておられますけれども、現に地元の商店街の皆さんを始めとして、これでは地元の商店街が大変になるということで二万人を超える署名が集まっているわけですね。これは事実なわけでございます。そういう声を、先ほどのお話では意見をしっかりと聞いているような仕組みというふうな感じでございますけれども、でも現に反対の声もある、それは事実だと思うんですね。

私は、新たな地区計画として開発整備促進区を設け、開発事業者等を都市計画の提案者に加えるということにつきましては、やっぱり、そういう地元でこれは困るという方々の意見を、そのことを尊重しないで、そのまま、大型店事業者や不動産会社などが大型店出店促進のためにこの制度というのは結局は活用されていく道になるんじゃないかというふうに思うんですけど、それはどうでしょうか。

ないかというふうに思うんですけど、それはどうでしょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 都市計画は、国の法律でございますが、まちづくりのためのいろんな仕組みを国として定める、法律として定めるものでございまして、それを実際運用されるのはまちづくりを担当されております市町村であるわけでございます。いろんな仕組み、これらがその地域の住民の皆さん方の適切な判断の下で、一番適切なところで定めていかれ、本当に真に住みやすい快適なまちづくりが行われるものという具合に考えております。

あくまでもこれは住民の皆さんあるいはその地域の判断だろうと思います。適切に運営をされていくものと思っておりますし、また今回法律改正をお願いいたしておりますけれども、これらも適切に地元の方で運営されて、運用されていくものであるという具合に考えております。

○小林美恵子君 市町村、地域の判断が大事なんだということでございますけれども、その後ろには反対の方々の声もあるということは、やっぱりこういう法律を作る国としてもしっかりと受け止めるべきじゃないかと私は思うんです。

こういう大型店の事業者といえますのは、小売事業で収益はたとえ一％であったとしても、テナント料や関連事業収益でやっぱり大きな利益を上げています、そういうのが実態だと私は思います。大型店の経営戦略、出店戦略が初めに先にあって、それでマーケティングとか用地選定とか地区開発計画提案とか地元対策へと進むというのが大型店のやり方じゃないかと。やっぱり出店先にあるということが私は言えると思うんですね。そういうことが法律上にも、促進区を設けて計画の提案者に開発事業者がなるということは、やっぱりせっかく立地規制をしているのにその抜け道をつくるということと言わざるを得ないと思います。

それで、先ほどから市町村の判断、そういうことを随分おっしゃっておられますので、その点にかかわって私は少しお聞きをしたいと思っております。

れども、先日参考人からの意見聴取を行いました。そのときに参考人の方から、ドイツの建設法典、建設利用令では、実質的需給調整とも言える商店街の売上減少予測や品ぞろえ、床面積制限などが定められていました。国交省も随分ドイツについて研究されているというふうに思いますけれども、私は、日本の中でも、都市計画法の体系の中で、例えば大型店の立地と事業活動、道路交通と駐車場や環境対策や、多様な商店街、商業集積の在り方についても、商店街も大型店も住民も共存共栄できるルール、こういうルールというものをはり位置付ける必要があると思っております。この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 今回の都市計画法の改正案におきましては、原則として大規模集客施設の立地を規制いたしております。

御指摘のドイツの場合は、ショッピングセンター等の立地に際しまして、インフラ、交通等への影響を勘案するほか、都市圏における中心市街地の位置付けなどに照らしまして判断を行うという具合にされていると承知いたしております。

我が国の場合におきましては、大規模集客施設の立地に関しましては、都市計画区域のマスタープランの内容、都市圏における都市構造や広域的なインフラに与える影響等を考慮して適切な判断がなされるものという具合に考えております。これによりまして地域にとつて必要な施設の適正立地が図れるものと考えておるわけでございます。

それから、店舗の、今おっしゃいましたように、需給調整的なことをやるべきではないかという御提案でございますが、これは我が国としては適当であるという具合に考えてございませぬ。勘案することという、内容につきましては、例えば大規模集客施設の立地によりまして、中心市街地を含めた都市の集積のメリットが減少するし、公共交通ネットワークも含めた都市構造に影響を与えるおそれがあるといったようなことは、まちづくりという観点から判断材料の一つにならうかとは考えております。

○小林美恵子君 先ほど大店立地の方では一定のお話があったかと思うんですけど、私は大店立地法は、いわゆる生活環境保持目的の法律であって、出店の届出や説明会、都道府県の意見、同勘告、そういうことがあるわけでございますけれども、やっぱり、都市計画を進めていく上で必要な出店そのものの許可要件や開発許可条件というのは対象外となっていると思います。だから、私は、やっぱり、都市計画で必要な出店そのものの許可要件や開発許可条件が都市計画法の中にやっぱり盛り込まれる必要があるというふうに再三強調しているわけでございます。

改めてこの点で大臣に幾つか御提案を申し上げます、大臣の御見解をお伺いしたいというふうに思っています。

都市計画制度の中で位置付けられることは位置付けていくという点で、例えば大型店が出店する際は地域住民と地方自治体に対して、商店街などの商業環境、住民の生活環境などの地域環境に対する影響評価、それに関する情報提供を義務付けるであるとか、立地予定地の住民説明や自治体との協議など合意を得る仕組み、さらに、巨大なショッピングセンター建設など商圏が複数の市町村にまたがるものは都道府県に、さらに都道府県をまたがるものは国に、広域調整審議会を設置して規制や調整するシステムをつくる、大型店が撤退する場合は、一定期間の予告と関係地方自治体に対する事前協議、代償措置を義務付ける、こういうことも検討していただいて、都市計画の範囲であっても、大型店や、それから地域住民や商店、商店街の皆さんがやっぱり共存できるということを位置付ける、保障するということが私はやっぱり今の日本の法律体系上からいくと必要になってくると思うんですけど、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(北側一雄君) 幾つか御質問いただきました。

まず、周辺生活環境の問題でございますが、騒音とか廃棄物とか、それにつきましては、今も大

店立地法に基づきまして事業者が配慮するという
ことになっております。今後とも、この制度に基
づきまして適切に周辺生活環境が保持されること
と考えております。

次に、地元住民との協議制度の問題でございま
すが、今回の都市計画法等の改正によりまして、
大規模集客施設の立地に当たりましては都市計画
の手続を経ると、その中で地域の判断を反映した
適正な立地を図るというふうな仕組みになってい
るわけでございます。この手続の中で必要に応じ
て公聴会が開催されますし、また都市計画の案が
公告縦覧されまして、住民はこれに対して意見書
を提出することができるといふふうな仕組みにな
っているところでございまして、こうした手続
を通じて地元住民の意見が反映されることを期待
しております。

次に、広域調整の問題でございまして、都道府
県が広域的な観点から都市計画の調整を行うとい
うことで、都道府県の県境におきましては、都道
府県知事におきまして当該都道府県内の周辺市町
村への影響を踏まえて広域的に調整を行うことにな
るわけでございますが、その結果、他府県への
影響も考慮した広域調整が実現するものというふ
うに考えております。

それから、撤退時の問題でございまして、今回
の中心市街地活性化法の改正におきまして、事業
者の責務に関する規定というものを新設をさせて
いただいております。経済産業省におきまして、
業界がこの規定を踏まえまして、自主的にその責
務を、きちんと事前にそうした撤退についての考
え方を示すということが大事だと思っております。
こうした規定を踏まえまして、自主的にそうした
責務を果たすように促すものというふう聞いてい
るところでございまして、

小林美恵子君 一つ一つについて丁寧に御答弁
いただいて本当にありがとうございます。

でも、私は、この間、経済産業との連合審査も
行ってまいりましたけれども、まちづくりという
ものを考える際におきましては、まちづくり三法、

つまり、やっぱりこの間、町が荒廃してきた要因
に、どんとした大型店の出店があったわけですね。
それをやっぱり調整するという意味でいきますと、
日本においても、いわゆる大型店の横暴な事業
活動を規制する、そういう法律がやっぱり必要
だということを改めて強調しまして、質問を終わ
らせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

〇洲上貞雄君 社民党の洲上でございます。
都市計画の決定権者は基本的には市町村であり
ますが、今回の改正によって、第二種居住地域、
準居住地域、工業地域の各地域や非線引き都市計
画域内の白地地域では、これまで制限がなかった
大規模集客施設について制限されることになるも
の、市町村の開発促進区を定める地区計画を定め
るにより立地可能となります。

大規模集客施設が立地することで当該市町村に
とって税収や雇用の増大が期待されるために、大
規模集客施設の立地に積極的に誘致をしようとし
る市町村が出てくるというふうな考えられます
が、その点、いかがお考えでしょうか。

〇政府参考人(柴田高博君) 今回の法改正により
まして、大規模集客施設につきましては、原則こ
れまでと逆転しまして立地ができなくなるという
ことになるわけでございますが、その代わりの措
置といたしまして、立地するとすればどういう立
地の仕方をするかという新しいルールを都市計画
の手続でやるということに定めたものでございま
す。その中の一つが地区計画制度、開発整備促進
区を定める地区計画制度の創設でございまして、
市町村におきましては、都市構造やインフラに
与える影響をよく勘案した上で、この大規模集客
施設の立地につきまして適切に判断されるもので
あるという具合に考えられますから、この開発整
備促進区を定める地区計画を創設したからといっ
て、それが直ちに大規模集客施設の積極的な誘致
につながるという具合には考えておりません。

また、この開発整備促進区を定める地区計画に
つきましては、用途地域の指定変更と同様、住民
参加や広域調整手続を要する都市計画手続を経る
ことが必要となりますので、大規模集客施設の立
地に当たりまして、地域の適正な判断が必要にさ
れておることは同様であるという具合に考えてお
ります。

〇洲上貞雄君 大規模集客施設の立地は利便性の
向上、雇用の創出、税収増加等が期待される反面、
地域の無秩序な開発、施設周辺での交通渋滞、生
活環境の悪化、既存の中心市街地の一層の衰退が
懸念されます。消費者、地元住民、市町村、周辺
市町村及び都道府県など、関係者に与える影響は
大きいものがあります。そのために、関係者間の
調整が難しいと思われませんが、どのように対処を
されますか。

〇政府参考人(柴田高博君) 関係者との利害調整
でございまして、まず一つには、都市計画の手続
におきまして、必要に応じまして公聴会が開催さ
れます。また、都市計画の案は公告縦覧されまし
て、住民や利害関係者はこれに対し意見書を提出
することができ、意見書が提出された場合には、
その要旨を提出した上で第三者機関でございま
す都市計画審議会の議を経て都市計画決定等をする
こととされております。

また、関係周辺市町村との利害調整でございま
すが、これは市町村が都市計画の決定変更をする
際には、広域的観点から都道府県知事との協議、
同意を要することになりますし、さらに、都道府
県知事が必要があれば周辺市町村から意見も聴取
することができるといふ具合にございまして、
これらによりまして、利害関係について調整を
図っていきたくと考えております。

〇洲上貞雄君 提出法案では、準都市計画区域の
指定権者を市町村から都道府県としております。都
道府県は準都市計画区域を指定しようとするとき
は、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければ
ならないとされております。この指定により当該市
町村にとって大きな影響を受けることが予想され
ます。このため、法律では都道府県は関係市町村
から意見聴取することを規定をしています。し

ていますが、意見聴取にとどまらないで、同意を
得るなど、尊重する旨をやはり法律で規定する必
要はないのでしょうか。その点伺いたいします。

〇政府参考人(柴田高博君) 今回の改正におきま
して、準都市計画区域の指定要件を、まずは土地
利用の秩序及び環境の保全が必要な区域について
広域的観点から広く指定するものに改めることに
いたしてございます。また、そのような趣旨から、
指定権者を広域的行政主体である都道府県に改め
るということにいたしてございます。

したがって、準都市計画区域の指定に当た
りましては、あらかじめ関係市町村の意見を聴い
た上で、あくまで広域的な観点から都道府県が最
終的に判断すべき事柄であると考えておりまし
て、当該判断に際し関係市町村からの同意を求め
ることまでは必要ないものという具合に考えてお
ります。

〇洲上貞雄君 準都市計画区域制度は、都市計画
区域外での用途混在等による無秩序な開発を防止
するため二〇〇〇年に創設をしましたが、現在、
三市町村が活用しているにすぎません。これまで
の指定状況は低いと思いますが、その理由はどこ
にあるとお考えでしょうか。

〇政府参考人(柴田高博君) 本制度が確かにこれ
までは三都市にとどまっておりますが、十分に
制度が活用されているとは言えない状況にござい
ます。この活用されていない理由といたしまして
は、一つは、この準都市計画区域は農用地区域だ
とか優良農地等について指定をしない運用をして
きたということが一つ。それから、大規模の集客
施設につきましては広い地域で立地が可能であり
まして、一市町村が準都市計画区域を指定してそ
の立地を制限したとしても、隣接する市町村に立
地するなど、広域的な観点からの適正立地を確保
することが困難であったことによるものと考えて
ございます。

このため、今回の改正では、準都市計画区域に
つきまして、農地を含みまして、土地利用の秩序
が必要な区域等に広く指定できるように指定要件

を見直しております。また、これによりまして、準都市計画区域の性格が広域的なものに変更されることから、指定権者につきましても広域的な観点から指定できるよう市町村から都道府県に変更いたしているところであります。

○洲上貞雄君 提出法案によれば、準都市計画区域の指定範囲が農地等へ拡大されることになりませんが、それにより活用の実績が上がると考えているのでしょうか。

また、農地について準都市計画区域を指定する際に、農林水産省等の農地担当部局との調整を円滑に行う必要があると思いますが、どのようにして円滑な調整を行うおつもりなのでしょうか、お伺いをいたします。

○政府参考人(柴田高博君) これまでの準都市計画は、農用地等につきまして原則として指定をしないと運用しておりました。そういう意味で、都市計画区域外の農地につきまして、農地転用されてしましますと都市的な土地利用規制も農業的な土地利用規制も適用されないポテンヒットの状態になってしまつと。それが大規模集客施設の無秩序な立地を誘発していることになってございまして、そういう事例が散見されております。

今回、このように農地を含んで規制を掛けられる、あるいは広域的な観点から幅広く準都市計画区域を張ることができるということにいたしておりますので、かなり活用はされるのではないかと、いう具合に期待いたしてございます。

また、農林水産省との関係でございしますが、これまでも農林水産省と改正内容につきまして、農地にかかわる部分でございまして十分な協議を行った上で決定いたしておりますし、今後とも農林水産省とは十分協議を行った上で運用に当たっていききたいという具合に考えております。

○洲上貞雄君 今回新たに、まちづくり推進に関する経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体が一定の土地の区域について、都道府県、市町村等に対し、都市計画の決定又は変更すること提案することができるようになっております。

ます。具体的には、どのようなものを想定しているのをごいまいしょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 提案が可能となる事業者、どのような事業者かということですが、いまが、現在検討中でございしますが、過去に一定規模以上の開発事業を行ったものといった、まちづくりの推進に關しまして経験と知識を有する団体を新たに都市計画の提案権者とする方向で検討いたしております。

○洲上貞雄君 駐車場法についてお伺いをいたします。

モータリゼーションの進展により自動車依存の社会となっておりますが、都市部においては駐車場の不足を懸念しております。自動車保有者は郊外の駐車場の完備された大型店に流れってしまう状況にあります。中心市街地を活性化するためには、公共交通のネットワーク化とともに駐車場の整備についても行う必要があると考えますが、見解はいかがいでしょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 中心市街地の活性化のためには、自動車や公共交通機関等により良好なアクセスが確保されまして、様々な都市機能をコンパクトに集積した快適で歩きやすいまちづくりを実現することが重要であると考えてございします。このため、中心市街地内の路上駐車を解消し、円滑な自動車交通や安全快適な歩行者交通を確保することが重要でございします。このため、適正な位置に使い勝手の良い駐車場の整備を促進することが必要であると考えております。

各種これまでも、中心市街地における地方公共団体、民間による駐車場の整備に対して各種支援を行ってきたり、附置義務制度などによります駐車場法による規制、誘導策などにより推進してきておるところでございしますが、今後ともこのような各種施策によりまして、中心市街地活性化に資する駐車場の整備を推進してまいりたいという具合に考えております。

○洲上貞雄君 次に、新住宅市街地開発法関係についてお伺いをいたします。

ニュータウンが高度成長期の都市への急激な人口集中による住宅需要に対応するため市街地の周辺部に開発をされてきました。しかし今日、少子高齢化社会を迎えて、急激だった住宅需要も安定化をきてきておりますし、このような状況の中、ニュータウンの必要性が薄れてきているものと思われまが、今後のニュータウン政策の在り方について、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(阿部健君) 委員御指摘のとおり、近年、宅地需要は大幅に減少してきておりまして、人口減少社会に対応した集約型の都市構造を実現するためには、新市街地の整備事業、これは極力抑制していくことが必要な状況になっております。

このようなことから、従来、平成十六年でございましたが、都市再生機構法の制定の際には、新規の事業を行わないことというふうになされております。このため、新規の事業につきましては、今後とも原則として抑制していくと。それから、継続事業につきましても、とにかく掛かった事業でございしますので、できる限り規模のコンパクト化を図るとともに事業の早期完了に努めるということといたしております。今般の新住宅市街地開発法の改正は、このような観点から必要な規定の改正を行うものでございします。

一方、今後のニュータウン政策の在り方でございますが、従来のような新しい大規模団地を新規に供給するという方向性から、今後は、既にできましたニュータウン、これをどのように再生していくかと、特に既存のニュータウンにおきましては、少子高齢化とか住宅施設の老朽化というような状況が顕著でございしますので、こういっただものに対応したニュータウンの再生というものが重要な課題だというふう認識しております。

○洲上貞雄君 新法の目的が、これまでの人口集中の著しい市街地周辺地域における大規模な住宅供給から、住宅需要に見合った適正規模での住宅供給との考え方の転換が行われております。附則の第六条により、予定区域及び施行区域について

は、改正後、新住宅法に適應する土地の区域とされることとなります。

これまでのニュータウンについて必要性の見直しをすることなく自動的に事業継続させてもよかったのかどうか。見直しをした上で、必要性の低下又は喪失をしたものについては事業の見直しをし、また廃止をする必要があるのではないのでしょうか。その点、いかがでございまいしょうか。

○政府参考人(阿部健君) ちよつと先ほど来申し上げましたが、平成十六年の独立行政法人都市再生機構法の制定時におきましては、都市再生機構は今後新規の事業を行わないということいたしました。また、県や公社につきましても、現在新規の事業の予定というものはございませぬ。

またさらに、このような流れの中で、継続事業につきましても、それぞれの事業主体におきまして必要を見直したと廃止、こういっただことを行ってまいりました。例えば、再生機構につきましましては、実施予定であった九地区、これにつきましまして事業中止というふうなことを行っております。

また、事業中のニュータウンの事業でございしますが、例えば千葉ニュータウンにおきましては、大幅に施行地区が縮小されているというふうな状況もございします。当初二千九百ヘクタールであったものを千九百ヘクタールに縮小するというふうな、こういった大胆な見直しが行われているところでございます。そのほか、地方公共団体、公社、こういった事業実施中の事業につきましても、それぞれ大幅な縮小等の見直しが検討されております。

今回の法改正におきましても、今後は需要に応じた住宅地の供給を図ることについていたしております。現在事業実施中の住宅開発事業につきましても、住宅需要を厳しく審査いたしまして、ぎりぎりコンパクトな整備に変更していくということにいたしております。そういった趣旨から、各事業主体におきまして、改めてその必要性が検証され、適切な事業の見直しが行われることになるといふふうに考えております。

○淵上貞雄君 終わります。

○委員長(羽田雄一郎君) 他に御発言もないよう
です。から、本案に対する質疑は終局したものと認
めます。

本案の修正について小林美恵子君から発言を求
められておりますので、この際、これを許します。
小林美恵子君。

○小林美恵子君 私は、日本共産党、社会民主
党・護憲連合を代表いたしまして、ただいま議題
となりました都市の秩序ある整備を図るための都
市計画法等の一部を改正する法律案に対し、修正
の動議を提出いたします。その内容は、お手元に
配付をされております案文のとおりでございます
ので、これより、提案理由及びその概要を御説明
申し上げます。

政府案では、近年、都市の無秩序な拡散が進み、
中心市街地の空洞化のみならず、高齢者等が病院
等の公共施設に歩いていくことができなくな
ることや、公共投資の非効率性、環境負荷の増大
などの問題が生じていることから、都市機能を集
約したコンパクトなまちづくりを進めるために、
大規模集客施設や公共施設について、都市計
画の手続を通じて、地域の判断を反映した適切な
立地を確保すること、三つの用途地域や白地地
域を大規模集客施設は原則として建築できない地
域とするなどの改正を提案しています。

今回の改正案によって、大型店等の立地を原則
建築禁止とする地域を拡大する方向は評価はでき
ます。しかし、準工業地域が原則として建築でき
ない地域に加えられていないこと、建築してはな
らない店舗等の規模を一万平米超としていること
は、これまで多くの大型店等が準工業地域に出店
し、規模も一万平米以下である実情から見ても不
十分であります。また、新たな地区計画として開発
整備促進区を設け、開発事業者等を都市計画の提
案者に加えることは、大型店等の立地規制に対す
る抜け道となるおそれがあります。これでは地域
の住民主体のまちづくりを進めることが徹底され
ません。

したがって、地域の判断を反映するという本法
案の趣旨を更に徹底するため、以下の修正を提案
します。

第一に、一定の大規模な店舗等の立地が新たに
制限される用途地域に準工業地域を追加します。

第二に、立地が新たに制限される大規模な店舗
等の規模要件について、床面積一万平米を超える
ものを三千平米を超えるものに変更することとし
ます。

第三に、一定の大規模な店舗等の立地が新たに
制限される用途地域等において、用途を緩和する
地区計画制度、開発整備促進区を削除するものと
します。

第四に、一定の開発事業者が都市計画の決定等
について提案することができるよう、都市計画提
案者の範囲を拡大することを削除するものとしま
す。

以上が修正案の提案理由及びその概要でござい
ます。

委員各位の皆さんの御賛同をお願い申し上げま
す。説明とさせていただきます。

○委員長(羽田雄一郎君) これより原案並びに修
正案について討論に入ります。――別に御意見も
ないようですから、これより都市の秩序ある整備
を図るための都市計画法等の一部を改正する法律
案について採決に入ります。

まず、小林君提出の修正案の採決を行います。
本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(羽田雄一郎君) 少数と認めます。よつ
て、小林君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(羽田雄一郎君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

この際、大江君から発言を求められております
ので、これを許します。大江康弘君。

○大江康弘君 私は、ただいま可決されました都
市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の
一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主
党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合
の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしま
す。

案文を朗読いたします。

都市の秩序ある整備を図るための都市計
画法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(案)

人口減少時代における都市計画は、社会経済
情勢等の変化を展望しつつ、長期的な観点から
策定される国土計画の下、持続可能な都市構造
の構築という視点に立ち、政府は、本法の施行
に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、
その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、現行のまちづくり三法が有効に機能してい
ない現状を踏まえ、今後は、中心市街地活性
化の実効性を確保するため、中心市街地活性
化法に基づく施策と本法に基づく施策が的確
に実施されるよう、関係省庁間及び地方公共
団体の関係部局間の緊密な連携が図られるよ
うにすること。

二、地方公共団体による都市計画の策定や中心
市街地活性化の取組に当たり、地域住民の積
極的かつ主体的な参加を促すとともに、都市
計画制度やまちづくりに関する実践的知識の
普及、啓蒙、教育等に努めること。

また、地域の特性をいかした個性あるまち
づくりの中核となる人材の育成、災害時の被
害軽減等のための必要な措置を講ずること。

三、郊外が市街地化している現状を踏まえ、今
後、集約型都市構造を指向するに当たっても、
郊外居住者の生活利便性が低下することのな
いよう配慮すること。

四、市町村による都市計画決定に当たって広域
的観点からの調整のために定められている都
道府県知事の協議及び同意に際して、計画策

定市町村の主体的意思に適切に配慮するこ
と。

五、都道府県による準都市計画区域の指定につ
いて、秩序ある土地利用を促すとともに、優
良農地の保全に資する観点から農地関係部局
等との積極的な連携・協力の下に、その活用
が十分図られるよう努めること。

六、本法改正の趣旨にかんがみ、準工業地域に
おける大規模集客施設の立地については、中
心市街地活性化法による基本方針に基づき、
特別用途地区等の活用により、その適正化が
図られるよう努めること。

七、本法の施行日以降に、いわゆる既存不適格
となる大規模集客施設については、住民の利
便性を考慮しつつ、地域の判断が必要な場合
には、用途変更等の手続が円滑に行われるよ
う十分配慮すること。

八、本法の趣旨に基づき関連する事業の進捗状
況の把握及び効果の測定等の事後評価を行う
とともに、その結果について公表すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○委員長(羽田雄一郎君) ただいま大江君から提
出されました附帯決議案を議題とし、採決を行
います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(羽田雄一郎君) 全会一致と認めます。
よつて、大江君提出の附帯決議案は全会一致を
もつて本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し、北側国土交通大臣から
発言を求められておりますので、この際、これを
許します。北側国土交通大臣。

○国務大臣(北側一雄君) 都市の秩序ある整備を
図るための都市計画法等の一部を改正する法律案
につきましては、本委員会におかれまして熱心な

御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことに深く感謝を申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいれる所存でございます。

ここに、委員長始め理事の皆様方、また委員の皆様方の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表します。

大変にありがとうございました。

○委員長(羽田雄一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽田雄一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(羽田雄一郎君) 住生活基本法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。北側国土交通大臣。

○国務大臣(北側一雄君) ただいま議題となりました住生活基本法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

これまで、我が国の住宅政策は、住宅建設計画の下、公的資金による住宅の新規供給の支援を通じて、戦後の住宅不足の解消や居住水準の向上に一定の役割を果たしてまいりました。

しかしながら、近年の急速な社会経済情勢の変化に応じて、現在と将来における国民の豊かな住生活を実現するためには、住宅の量の確保を図るこれまでの政策から、住宅セーフティネットの確保に配慮し、健全な住宅市場の環境整備と、居住環境を含む住宅ストックの質の向上を図る政策へと本格的な転換を図り、新たな住宅政策の基本となる制度を構築することが大きな課題となっております。

この法律案は、このような趣旨を踏まえ、住生活の安定の確保と向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、基本的施策、住

生活基本計画その他の基本となる事項を定め、住生活の安定の確保と向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものです。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、住生活の安定の確保と向上の促進に関する施策の推進について、その基本理念を定め、国、地方公共団体及び住宅関連事業者の責務を明らかにすることとしております。

第二に、国と地方公共団体が講ずべき、住生活の安定の確保と向上の促進に関する基本的施策を定めることとしております。

第三に、政府が定める全国計画と都道府県が定める都道府県計画から成る住生活基本計画を策定することとともに、この計画を実施するため、国、地方公共団体等が講ずべき措置について定めることとしております。

第四に、住宅建設計画法を廃止することとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(羽田雄一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時五十分散会

〔参照〕
都市の秩序ある整備を図るための都市計画法案の一部を改正する法律案に対する修正案

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法案の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第十二条の五の改正規定中「加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「再開発等促進区」の下に「又は開発整備促進区」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「再開発等促進区」の下に「又は開発整備促進区」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を」を削り、第四項を削る。

第一条のうち第十二条の六の改正規定中、「前条第六項第二号」を「前条第七項第二号」に改め、同条第一号中「再開発等促進区」の下に「及び開発整備促進区」を加える」を「改める」に改める。

第一条中第十二条の七の改正規定から第十三条第一項の改正規定まで、第十四条の改正規定及び第二十一条の二の改正規定を削る。

第一条のうち第三十三条第一項第一号の改正規定のうち第一号口中「及び第六十八条の三第七項(同法第四十八条第十三項に係る部分に限る。)(これらの規定を同法第八十八条第二項)を(同法第八十八条第二項)に改める。

第一条のうち第三十三条第一項第五号及び第六項の改正規定中「第三十三条第一項第五号イ中「第十二条の五第四項第二号」を「若しくは開発整備促進区(いずれも第十二条の五第五項第二号)に改め、同条第六項」を「第三十三条第六項」に改める。

第一条中第五十八条の二の改正規定を削る。

第二条中第六十八条の三の改正規定から第六十八条の六の改正規定までを削る。

第二条のうち第八十七条の改正規定中「及び第六十条の二第三項」を「第六十条の二第三項及び第六十八条の三第七項」に削る。

第二条のうち第八十八条の改正規定中「第六十八条の三第六項」を「第六十八条の三第六項から第八項まで」に削る。

第二条のうち別表第二、同表に項、同表は項及び

び同表(ハ)項の改正規定中「第四十八条」の下に「第六十八条の三」を加え、削り、「一万平方メートル」を「三千平方メートル」に改める。

第二条のうち別表第二(ロ)項の改正規定のうち第六号中「一万平方メートル」を「三千平方メートル」に改める。

第二条のうち別表第二(ハ)項及び(ロ)項の改正規定を次のように改める。

別表第二(ロ)項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表(ハ)項に次の一号を加える。

四 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの

別表第二(ロ)項に次の一号を加える。

七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの

第二条のうち別表第二(ロ)項を加える改正規定中「一万平方メートル」を「三千平方メートル」に改める。

第七条を削る。

第八条中第十五条の改正規定を削り、第八条を第七条とする。

附則第一条第二号中「及び第二十一条の二第二項」を削り、「第七条中都市再生特別措置法第三十七條第一項第二号の改正規定並びに第八條」を「並びに第七條」に、「及び第九條から第十一條まで」を「第九條及び第十條」に改め、同条第三号中「第七條中都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定」を削り、「及び第十三條」を「第十二條及び第十七條」に改める。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第十二条の五第四項及び第十二条の十二並びに」及び並びに第六十八条の三第七項及び第八項」を削る。

附則第三条中「（附則第九条において「旧都市計画法」という。）を削り、「新都市計画法」を「第一条の規定による改正後の都市計画法（附則第十一条において「新都市計画法」という。）に改める。」

附則第九条を削り、附則第十条を附則第九条とし、附則第十一条から附則第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十五条を削り、附則第十六条を附則第十四条とする。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十五条とし、附則第十九条を附則第十六条とし、附則に次の一条を加える。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十七条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第四項中「第六項」を「第七項」に改める。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、改正道路運送法の運用の適正化に関する請願（第一七八〇号）（第一七八九号）（第一八〇四号）

第一七八〇号 平成十八年五月十日受理

改正道路運送法の運用の適正化に関する請願

請願者 千葉県銚子市新生町二ノ四ノ一八

江畑昌弘 外七十二名

紹介議員 西田 実仁君

次の事項について実現を図られたい。

一、道路運送法の改正に当たって、本法第七十九条という「自家用有償旅客運送」の「有償」とはガソリン程度の実費の授受については含まないものとすること。

二、本法が移動制約者の自由な移動の権利を保障し、地域社会における助け合い活動、ボランティア活動を阻害しないように運用すること。

第一七八九号 平成十八年五月十一日受理

改正道路運送法の運用の適正化に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区川島町六六一

荒井準幸 外四十八名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

第一八〇四号 平成十八年五月十一日受理

改正道路運送法の運用の適正化に関する請願

請願者 東京都板橋区上板橋三ノ一ノ一

六二四 筑摩孝雄 外五十一名

紹介議員 若林 秀樹君

この請願の趣旨は、第一七八〇号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、住生活基本法案

住生活基本法案

住生活基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第十四条）

第三章 住生活基本計画（第十五条—二十条）

第四章 雑則（第二十一条—第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する

る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「住生活基本計画」とは、第十五条第一項に規定する全国計画及び第十七条第一項に規定する都道府県計画をいう。

2 この法律において「公営住宅等」とは、次に掲げる住宅をいう。

一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（以下単に「公営住宅」という。）

二 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良住宅

三 住宅金融公庫が貸し付ける資金によつて建設、購入又は改良が行われる住宅

四 独立行政法人都市再生機構がその業務として賃貸又は譲渡を行う住宅

五 前各号に掲げるもののほか、国、政府関係機関若しくは地方公共団体が建設を行う住宅又は国若しくは地方公共団体が補助、貸付けその他の助成を行うことによりその建設の推進を図る住宅

（現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等）

第三条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、我が国における近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他の社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、居住者の負担能力を考慮して、現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良又は管理（以下「供給等」という。）を図られることを旨として、行われなければならない。

（良好な居住環境の形成）

第四条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の自然、歴史、文化そ

の他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成を図られることを旨として、行われなければならない。

（居住のために住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進）

第五条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用を図りつつ、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進を図られることを旨として、行われなければならない。

（居住の安定の確保）

第六条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとつて不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を図られることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第七条 国及び地方公共団体は、第三条から前条までに定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、基本理念にのっとり、住宅の品質又は性能の維持及び向上に資する技術に関する研究開発を促進するとともに、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承及び向上を図るため、これらの技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

（住宅関連事業者の責務）

第八条 住宅の供給等を業として行う者（以下「住宅関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが住宅の安全性その他の品質又は性能の確保について最も重要な責任を有していることを自覚し、住宅の設計、建設、販売及び管理の各段階において住宅の安全性その他の品質又は性能を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

（地域における居住環境の維持及び向上）
第十二条 国及び地方公共団体は、良好な居住環境の形成が図られるよう、住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設の整備、住宅市街地における良好な景観の形成の促進その他地域における居住環境の維持及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備）
第十三条 国及び地方公共団体は、居住のために住宅を購入する者及び住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の擁護及び増進が図られるよう、住宅関連事業者による住宅に関する正確かつ適切な情報の提供の促進、住宅の性能の表示に関する制度の普及その他住宅の供給等に係る適正な取引の確保及び住宅の流通の円滑化のための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定の確保のために必要な住宅の供給の促進等）
第十四条 国及び地方公共団体は、国民の居住の安定の確保が図られるよう、公営住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給等、高齢者向けの賃貸住宅及び子どもを育成する家庭向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）
第十五条 国、地方公共団体、公営住宅等の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、地域において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他の関係者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の国民の住生活の安定の確保及び向上の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）
第十六条 政府は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策
（住宅の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化）
第十七条 国及び地方公共団体は、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の供給等が図られるよう、住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした改築の促進、住宅に係るエネルギーの使用の合理化の促進、住宅の管理に関する知識の普及及び情報の提供その他住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の維持及び向上並びに住宅の管理の合理化又は適正化のため

に必要な施策を講ずるものとする。

（全国計画）
第十八条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならない。

2 全国計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する

る施策についての基本的な方針

三 国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

四 前号の目標を達成するために必要と認められる住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策であつて基本的なものに関する事項
五 東京都、大阪府その他の住宅に対する需要が著しく多い都道府県として政令で定める都道府県における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、全国計画について第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に通知しなければならない。

6 前三項の規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画に係る政策の評価）
第十六条 国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、全国計画を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表の日から二年を経過した日以後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を初めて定めるときは、同条第二項第一号

の政策として、全国計画を定めなければならない。

（都道府県計画）
第十七条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間
二 当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
三 当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
四 前号の目標を達成するために必要と認められる当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策に関する事項

五 計画期間における当該都道府県の区域内の公営住宅の供給の目標量
六 第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県にあつては、計画期間内において住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第五条第一項の規定により地域住

宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、第二項第五号に係る部分について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

6 都道府県計画は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画及び社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画との調和が保たれたものでなければならない。

7 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

（住生活基本計画の実施）

第十八条 国及び地方公共団体は、住生活基本計画に即した公営住宅等の供給等に関する事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住生活基本計画に定められた目標を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、都道府県計画の実施並びに住宅関連事業者、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体その他の者（以下この項において「住宅関連事業者等」という。）が住生活基本計画に即して行う住生活の安定の確保及び向上の促進に関する活動を支援するため、情報の提供、住宅関連事業者等が住宅の供

給等について講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社及び土地開発公社は、住宅の供給等又は住宅地の供給に関する事業を実施するに当たっては、住生活基本計画に定められた目標の達成に資するよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力）

第十九条 関係行政機関は、全国計画に即した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備その他の施策の実施に関し、相互に協力しなければならない。

（資料の提出等）

第二十条 国土交通大臣は、全国計画の策定又は実施のために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出を求め、又は当該行政機関の所管に係る公営住宅等の供給等に関し意見を述べることができる。

第四章 雑則

（住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況の公表）

第二十一条 国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（権限の委任）

第二十二条 この法律に規定する国土交通大臣及び厚生労働大臣の権限は、国土交通大臣の権限にあっては国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長にその一部を、厚生労働大臣の権限にあっては厚生労働省令で定めるところにより地方厚生局長にその全部又は一部を、それぞれ委任することができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（住宅建設計画法の廃止）

第二条 住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）は、廃止する。

（公営住宅法の一部改正）

第三条 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第六条中「住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第六條第一項」を「住生活基本法（平成十八年法律第 号）第十七條第一項」に、「都道府県住宅建設五箇年計画」を「都道府県計画」に改める。

第七條第一項、第二項及び第五項、第九條第三項及び第四項並びに第十七條第一項中「都道府県住宅建設五箇年計画」を「都道府県計画」に改める。

（公営住宅法の一部改正等に伴う経過措置）

第四條 附則第二條の規定による廃止前の住宅建設計画法第六條第一項の規定により作成された平成十三年度を初年度とする都道府県住宅建設五箇年計画（次項において「旧計画」という。）に基づき平成十七年度における公営住宅法第二條第七号に規定する公営住宅の整備及び同條第十四号に規定する共同施設の整備（次項及び次条において「公営住宅の整備等」という。）については、なお従前の例による。

2 旧計画に基づく公営住宅の整備等であつて、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものに係るものは、第十七條第一項の規定により定められた都道府県計画に基づく公営住宅の整備等とみなして、前条の規定による改正後の公営住宅法の規定を適用する。

第五條 第十七條第一項の規定により都道府県計画が定められるまでの間に、平成十八年度の予算に係る公営住宅の整備等で緊急に実施する必要があるものとして、都道府県が関係市町村に協議するとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したもののについては、同項の規定により定められた都道府県計画に基づく公営住宅の整備等とみなして、附則第三條の規定による改正後の公営住宅法の規定を適用する。

算に係る公営住宅の整備等で緊急に実施する必要があるものとして、都道府県が関係市町村に協議するとともに、国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したもののについては、同項の規定により定められた都道府県計画に基づく公営住宅の整備等とみなして、附則第三條の規定による改正後の公営住宅法の規定を適用する。

この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（都市計画法の一部改正）

第六條 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項第二号及び第十三條第一項第四号中「第三條の六第一項」を「第四條第一項」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第七條 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三條中「住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第三條」を「住生活基本法（平成十八年法律第 号）第二條第二項」に、「公的資金による住宅」を「公営住宅等」に改める。

第二十一條中「住宅建設計画法第三條」を「住生活基本法第二條第二項」に、「公的資金による住宅」を「公営住宅等」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第八條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等（第三條の二）第四條の二」を「住宅市街地の開発整備の方針等（第四條・第四條の二）」に改める。

第二章 住宅市街地の開発整備の方針等
第三条の二から第三条の五までを削る。
第四条及び第四条の二を削り、第二章中第三条の七を第四条の二とする。

第三条の六第一項中「大都市地域」の下に「（その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む）」を加え、同条第二項中「供給計画」を「住生活基本法（平成十八年法律第百号）第十七条第一項に規定する都道府県計画のうち同条第二項第六号に掲げる事項に係る部分」に改め、同条を第四条とする。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第十七条第一項の規定により都道府県計画が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三条の三第一項の規定により定められている供給計画は、なおその効力を有するものとし、前条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四条第二項の規定の適用については、第十七条第一項の規定により定められた都道府県計画のうち同条第二項第六号に掲げる事項に係る部分とみなす。

（良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十条 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法（平成十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第四条第一項」を「住生活基本法（平成十八年法律第百号）第十五条第一項」に、「住宅建設五箇年計画」を「全国計画」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第十一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律

（平成十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 基本方針は、住生活基本法（平成十八年法律第百号）第十五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律第三条第三項の規定は、この法律の施行の日以後第十五条第一項の規定により全国計画が定められるまでの間は、適用しない。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）

第十三条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 基本方針は、住生活基本法（平成十八年法律第百号）第十五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 前条の規定による改正後のマンションの建替えの円滑化等に関する法律第四条第三項の規定は、この法律の施行の日以後第十五条第一項の規定により全国計画が定められるまでの間は、適用しない。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第十五条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第二号を次のように改める。
二 住生活基本法（平成十八年法律第百号）第二条第二項第三号及び第十八条第三項

（国土交通省設置法の一部改正）

第十六条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）」を削り、「住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）」を「住生活基本法（平成十八年法律第百号）」に改める。

（政令への委任）

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。